

女川町地域防災計画（風水害等災害対策編）新旧対照表

頁	改 正（新）	現 行（旧）
	目次	目次
	第2編 風水害等災害対策	第2編 風水害等災害対策
	第1章 略	第1章 略
	第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
	第1節～第21節 略	第1節～第21節 略
	第21節 家庭 動物の収容対策	第21節 愛玩 動物の収容対策
	第22節～第32節 略	第22節～第32節 略
	第3章 略	第3章 略
	第2編 風水害等災害対策	第2編 風水害等災害対策
	第1章 災害予防対策	第1章 災害予防対策
1	第1節 風水害等に強い町づくり	第1節 風水害等に強い町づくり
	第1 風水害 等 に強いまちづくり	第1 風水害 等 に強いまちづくり
	1 風水害 等 に強いまちの形成 略 町は、国及び県と連携し、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域における都市的 土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水災害及び土砂災害リスクの提供に努める。	1 風水害 等 に強いまちの形成 略 町は、国及び県と連携し、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、 必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水災害及び土砂災害リスクの提供に努める。
	2～4 略	2～4 略
2	5 所有者不明土地の利活用 町は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消を図るなど、防災対策を推進する。	(新規)
	第2 略	第2 略
3	第3 高潮・波浪等災害予防対策	第3 高潮・波浪等災害予防対策
	1～2 略	1～2 略
4	3 予防対策	3 予防対策

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略
	<p>(3) 海岸保全事業の施行</p> <p>町は、海岸保全区域に指定されていないが高潮等による重大な被害が想定される地域については、状況を把握するとともに施設整備の重要性と緊急性を考慮し、関係機関との連携のもと必要に応じて新規に区域を指定し、海岸保全事業を推進するものとする。</p> <p><u>港湾については、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げや訓練の実施等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u></p>	<p>(3) 海岸保全事業の施行</p> <p>町は、海岸保全区域に指定されていないが高潮等による重大な被害が想定される地域については、状況を把握するとともに施設整備の重要性と緊急性を考慮し、関係機関との連携のもと必要に応じて新規に区域を指定し、海岸保全事業を推進するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	(4) ~ (7) 略	(4) ~ (5) 略
5	第4 土砂災害予防対策	第4 土砂災害予防対策
	1 略	1 略
	<p>2 現況</p> <p>本町の土砂災害警戒区域等・山地災害危険地区をみると、<u>土砂災害警戒区域等（土石流及び急傾斜地の崩壊）</u>、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は、町域全般に広く分布しており、特に地形上、<u>がけ崩れ</u>等の災害発生の危険性が高くなっている。</p>	<p>2 現況</p> <p>本町の土砂災害<u>危険箇所</u>・山地災害危険地区をみると、<u>土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所</u>、崩壊土砂流出危険地区、<u>山腹崩壊危険</u>地区は、町域全般に広く分布しており、特に地形上、<u>崖</u>崩れ等の災害発生の危険性が高くなっている。</p>
	3 土砂災害防止対策の推進	3 土砂災害防止対策の推進
	<p>(1) 土砂災害のおそれがある箇所の調査把握</p> <p>県は、<u>概ね</u>5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努めることとなっている。</p> <p><u>町は、県が行う土砂災害のおそれがある箇所の調査把握について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>(1) 土砂災害<u>危険</u>箇所の調査把握</p> <p>県は、<u>___</u>5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努めることとなっている。</p> <hr/> <hr/>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
6	<p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 略 県は、_____土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を町及び住民に周知・広報・告知し、災害時に町が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。</p> <p><u>町は、県が行う調査を終えた土砂災害警戒区域等の周知・広報・告知について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p> <p>町は、_____や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙・パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により、継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p>	<p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動 略 県は、<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を町及び住民に周知・広報・告知し、災害時に町が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。</p> <p><u>町は、<u>土砂災害危険箇所</u>や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙・パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により、継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</u></p>
	(3)～(6) 略	(3)～(6) 略
8	4 山地灾害危険地区の計画的な整備の推進	4 山地灾害危険地区の計画的な整備の推進
	<p>(1) 山地灾害危険地区の整備方針 略 県は、山地灾害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地灾害危険地区 A ランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。</p> <p><u>町は、<u>県が行う山地灾害危険地区に相当する範囲を示した図面等の公表や山地灾害危険地区 A ランク箇所を優先とした治山対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></u></p>	<p>(1) 山地灾害危険地区の整備方針 略 県は、山地灾害危険地区に相当する範囲を示した図面等を公表するとともに、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」により目標を定め、山地灾害危険地区 A ランク箇所を優先とした治山対策について計画的に推進する。</p>
	(2) 略	(2) 略
	<p>(3) 盛土等による災害防止 町は県と連携し、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき町内の既に行われた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積といった既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の行政処分を行うほか、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う_____。</u> <u>さらに、町は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県より適切</u></p>	<p>(3) 盛土_____による災害防止 町は県と連携し、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等</u> <u>_____を踏まえ、危険が確認された盛土_____について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導_____を行うものとする。</u> <u>また、町は、当該盛土_____について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合に_____、県より適切</u></p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	な助言や支援を受ける。	な助言や支援を受ける。
	第5 略	第5 略
9	第6 農林水産業災害予防対策	第6 農林水産業災害予防対策
	1~2 略	1~2 略
10	3 防災措置等	3 防災措置等
	(1)~(2) 略	(1)~(2) 略
11	(3) 林業対策 森林の生育状況等に応じた適時適切な <u>間伐等の保育作業を実施するなど</u> 、災害に強い健全な森林の育成を指導する。 また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策を推進する。 <u>(4) 情報の収集・連絡体制の整備</u> <u>水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。</u>	(3) 林業対策 森林の生育状況等に応じた適時適切な <u>保育・間伐の実施等を通じた</u> 災害に強い健全な森林の育成を指導する。 また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策を推進する。 <u>(新規)</u>
	<u>(5) 病疫防除体制の整備</u> <u>町は、関係機関と連携を図り、病疫防除実施に当たる体制整備に努める。</u>	<u>(新規)</u>
12	第2節 都市の防災対策	第2節 都市の防災対策
	第1~第3 略	第1~第3 略
	第4 都市公園施設 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進 <u>_____を図るとともに</u> 、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。	第4 都市公園施設 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進 <u>及び配置を行ふ</u> とともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。
13	第3節 建築物等の予防対策	第3節 建築物等の予防対策
	第1~第4 略	第1~第4 略
	第5 特殊建築物、建築設備の維持保全対策 旅館 <u>_____等</u> の特殊建築物 <u>(※)</u> は、所有者又は管理者が定期的に調査・点検し安全確保を図るよう、消防機関との連携を図り計画的な防災指導を行い、防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。 <u>(※) 特殊建築物：旅館、ホテル、病院、共同住宅、店舗等の不特定多数の人々が利用する建物</u>	第5 特殊建築物、建築設備の維持保全対策 旅館 <u>、ホテル、店舗等</u> の特殊建築物は、所有者又は管理者が定期的に調査・点検し安全確保を図るよう、消防機関との連携を図り計画的な防災指導を行い、防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。
14	第6~第10 略	第6~第10 略
16	第4節 ライフライン施設等の予防対策	第4節 ライフライン施設等の予防対策

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第1 略	第1 略
	第2 水道施設	第2 水道施設
	1～3 略	1～3 略
17	4 危機管理体制の確立 (1)～(2) 略 <u>(3) 発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応を実施するための体制を構築する。</u> <u>(4) 宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制を構築する。</u>	4 危機管理体制の確立 (1)～(2) 略 <u>(新規)</u>
	第3 上下水道施設	第3 上下水道施設
	1～2 略	1～2 略
	3 上下水道防災体制 町は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策用資機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備強化 <u>を図る</u> 。また、 <u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応を実施するための体制を構築する</u> 。さらに、 <u>宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制を構築する</u> 。	3 上下水道防災体制 町は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの策定、災害対策用資機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備強化 <u>に努める</u> 。
	第4 電力施設 東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し以下の対策を実施する。特に、原子力発電所の本町への立地環境に考慮し、風水害等災害の発生が予想される場合には、同発電所の態様についての情報・連絡体制を強化する。 <u>町は、東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）が行う以下の対策について、その実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u>	第4 電力施設 東北電力（株）及び東北電力ネットワーク（株）は、各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し以下の対策を実施する。特に、原子力発電所の本町への立地環境に考慮し、風水害等災害の発生が予想される場合には、同発電所の態様についての情報・連絡体制を強化する。
18	1～4 略	1～4 略
	第5 液化石油ガス施設	第5 液化石油ガス施設
	1 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から	1 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <p><u>町は、液化石油ガス販売事業者が実施する次の対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。</p> <hr/>
	(1)～(4) 略 <u>(削除)</u>	(1)～(4) 略 <p><u>2 (一社) 宮城県 LP ガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。</u></p> <p><u>また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LP ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。</u></p>
19	<p><u>2 県は、上記1 の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。</u></p> <p><u>3 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</u></p>	<p><u>3 県は、上記1,2 の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。</u></p> <p><u>4 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</u></p>
	第6 電信・電話施設	第6 電信・電話施設
	<p>1 設備の災害予防</p> <p><u>NTT 東日本株式会社 宮城事業部</u>は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそう（※）したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p><u>町は、NTT 東日本株式会社 宮城事業部が実施する設備の災害予防の取組について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>1 設備の災害予防</p> <p><u>東日本電信電話㈱宮城支店</u>は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそう（※）したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <hr/>
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
20	2 略	2 略
	<p>3 災害復旧用資機材の確保</p> <p><u>NTT 東日本株式会社 宮城事業部</u>は、災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るととも</p>	<p>3 災害復旧用資機材の確保</p> <p><u>災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置、充実を図るととも</u></p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>に、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。</p> <p><u>町は、NTT 東日本株式会社が実施する災害復旧用資機材の確保について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>に、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。</p> <hr/> <hr/>
	<p>4 停電とふくそう対策</p> <p><u>NTT 東日本株式会社 宮城事業部は、非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>町は、NTT 東日本株式会社が実施する停電とふくそう対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>4 停電とふくそう対策</p> <hr/> <p>非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講ずる。</p> <hr/> <hr/>
	第7 略	第7 略
	第8 廃棄物処理施設	第8 廃棄物処理施設
	1～2 略	1～2 略
21	<p>3 処理体制の整備</p> <p><u>町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施する。また、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める</u>するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p>	<p>3 処理体制の整備</p> <p>町は、<u>迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう灾害廃棄物処理計画を策定する</u>とともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p>
22	第5節 情報通信 <u>網</u> の整備	第5節 情報通信 <u>連絡</u> 網の整備
	第1 略	第1 略
	<p>第2 情報伝達ルートの多重化</p> <p>町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災広報無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>多重化・耐震化</u>及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p> <p>略</p>	<p>第2 情報伝達ルートの多重化</p> <p>町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災広報無線等の無線通信ネットワークの整備・<u>拡充の推進</u>及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p> <p>略</p>
	第3 防災広報無線等の整備拡充	第3 防災広報無線等の整備拡充
	<p>1 町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等収集伝達手段として、防災広報無線(<u>戸別受信機を含む。以下同じ</u>)等の整備拡充に努める。消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受け取る全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。</p>	<p>1 町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等収集伝達手段として、防災広報無線等の整備拡充に努める。消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。</p>
	2 略	2 略
23	第4 職員参集防災システムの整備	第4 職員参集防災システムの整備

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	1 略	1 略
	2 災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」（以下「MIDORI」という。）等を利用し、職員が緊急時に自主収集できるシステムを <u>整備</u> するとともに、初動時においては情報収集連絡体制の確立を図る。	2 災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」（以下「MIDORI」という。）等を利用し、職員が緊急時に自主収集できるシステムを <u>強化</u> するとともに、初動時において <u>情報収集連絡体制の確立に努める</u> 。
	第5 住民に対する通信手段の整備	第5 住民に対する通信手段の整備
	1 住民等からの情報収集体制 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災広報無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。	1 住民等からの情報収集体制 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災広報無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
	2～3 略	2～3 略
	第6 略	第6 略
24	第7 非常用電源の確保 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保を図るほか、自家発電設備の活用体制を整備する。 また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図るとともに、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどの堅固な場所に置等する。	第7 非常用電源の確保 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努めるほか、自家発電設備の活用体制の整備するに努める。 また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い等による堅固な場所への置等に努める。
	第8 大容量データ処理への対応 町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。 なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所に設置する。	第8 大容量データ処理への対応 町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。 なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、耐震性のある堅固な場所への設置に努める。
	第9 被災者支援システムの活用 町は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に進める。	(新規)
25	第6節 職員の配備体制	第6節 職員の配備体制
	第1～第2 略	第1～第2 略
26	第3 職員の動員配備	第3 職員の動員配備
	1 略	1 略
27	2 職員の参集体制	2 職員の参集体制

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	イ 平常執務時の伝達方法 (イ) ~ (ロ) 略 (ハ) 関係課等への連絡については、府内放送、 <u>電話又は口頭</u> により行う。 (ニ) 略 ロ 略 (2) 略	イ 平常執務時の伝達方法 (イ) ~ (ロ) 略 (ハ) 関係課等への連絡については、府内放送 <u>又は電話</u> により行う。 (ニ) 略 ロ 略 (2) 略
28	第4～第7 略	第4～第7 略
29	第8 感染症対策 町は、災害対応に当たる職員等の <u>感染症対策のため、災害対応時における健康管理等</u> を徹底する。	第8 感染症対策 町は、災害対応に当たる職員等の <u>マスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策</u> を徹底する。
	第9 略	第9 略
30	第10 業務継続計画 (BCP)	第10 業務継続計画 (BCP)
	1～3 略	1～3 略
31	4 職員のメンタルヘルスケア 町及び防災関係機関は、災害への対応が長期にわたることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を <u>整備</u> する。	4 職員のメンタルヘルスケア 町及び防災関係機関は、災害への対応が長期にわたることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を <u>検討</u> する。
32	第7節 防災拠点等の整備・充実 第1 略 第2 防災拠点の整備及び連携 1 町は、県と連携して、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携 <u>を図る</u> 。 2 町は、府舎の耐震化及び大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保 <u>を図る</u> 。 3 町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、コミュニティ防災活動拠点の整備・充実 <u>を図る</u> 。 4 町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に <u>取り組む</u> 。 5 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実 <u>を図る</u> 。	第7節 防災拠点等の整備・充実 第1 略 第2 防災拠点の整備及び連携 1 町は、県と連携して、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携 <u>に努める</u> 。 2 町は、府舎の耐震化及び大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保 <u>に努めるものとする</u> 。 3 町は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、コミュニティ防災活動拠点の整備・充実 <u>に努める</u> 。 4 町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に <u>努める</u> 。 5 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実 <u>に努める</u> 。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
37	第5 非常時連絡体制の確保 1 非常時連絡手段の確保 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保する。 2 通信不通時の連絡ルールの策定 町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制を確保する。	第5 非常時連絡体制の確保 1 非常時連絡手段の確保 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。 2 通信不通時の連絡ルールの策定 町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制を確保に努める。
	第6～第7 略	第6～第7 略
	第8 関係団体との連携強化 町は、他市町村等関係機関間や、 <u>平時</u> からその所管事務に関する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるものとする。また、災害時に <u>公共的団体又は民間の団体</u> との連携を迅速に行うことができるよう、 <u>地方防災会議</u> を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努める。あわせて、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先 <u>・要請手続きの確認</u> や、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	第8 関係団体との連携強化 町は、他市町村等関係機関間や、 <u>平常時</u> からその所管事務に関する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、 あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先 <u>・要請手続きの確認</u> を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。
38	第9～第10 略	第9～第10 略
44	第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	第9節 医療救護体制・福祉支援体制の整備
	第1～第2 略	第1～第2 略
46	第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 町は、医療機関の被害状況や医療機関への負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を推進するものとする。	第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 町は、医療機関の被害状況や医療機関への負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を推進するものとする。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)							
	町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。								
	第5 福祉支援体制の整備 略 このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所等や在宅避難、車中泊避難の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWAT（以下「災害派遣福祉チーム」という。））及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。	第5 福祉支援体制の整備 略 このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所_____の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。）及び_____の派遣体制の整備に努める。							
48	第10節 緊急輸送体制の整備	第10節 緊急輸送体制の整備							
	第1 略	第1 略							
	第2 緊急輸送道路の確保	第2 緊急輸送道路の確保							
	1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備 略 また、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するため必要な施設の確保に努める。 町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。 現在指定されている緊急輸送道路 <table border="1"><tr><td>国道 398 号</td></tr><tr><td>女川牡鹿線</td></tr><tr><td>駅前堀切山線</td></tr><tr><td>東北電力管理道路</td></tr><tr><td>駅前鷲神線</td></tr><tr><td>駅前清水線</td></tr><tr><td>牡鹿半島公園線</td></tr></table>	国道 398 号	女川牡鹿線	駅前堀切山線	東北電力管理道路	駅前鷲神線	駅前清水線	牡鹿半島公園線	1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備 略 また、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するため必要な施設の確保に努める。 (新規)
国道 398 号									
女川牡鹿線									
駅前堀切山線									
東北電力管理道路									
駅前鷲神線									
駅前清水線									
牡鹿半島公園線									
	2 緊急輸送道路の確保及び整備	2 緊急輸送道路の確保及び整備							
	(1) 略	(1) 略							
49	(2) ルートの多重化 県が定めた緊急輸送道路としての国道 398 号は、本町にとって隣市と接続する重要な路線であるが、がけ崩れ等の災害により寸断された場合、	(2) ルートの多重化 県が定めた緊急輸送道路としての国道 398 号は、本町にとって_____重要な唯一の路線であるが、崖崩れ等の災害により寸断された場合、							

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>陸上交通が断たれ孤立を余儀なくされる可能性があることから、代替ルート確保の必要性、緊急性は高いものがある。</p> <p>ルートの多重化対策としての緊急輸送道路の早期整備について、関係機関に強く働きかけるものとする。</p>	<p>陸上交通が断たれ孤立を余儀なくされる可能性があることから、代替ルート確保の必要性、緊急性は高いものがある。</p> <p>ルートの多重化対策としての緊急輸送道路の早期整備について、関係機関に強く働きかけるものとする。</p>
	(3) ~ (4) 略	(3) ~ (4) 略
	<p>(5) 道路啓開体制の整備</p> <p>町は、<u>自然災害</u>発災後の道路の障害物<u>の除去</u> <u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結<u>を図る</u>。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき</u>、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u></p>	<p>(5) 道路啓開体制の整備</p> <p>町は、<u>_____</u>発災後の道路の障害物<u>除去</u><u>_____</u>による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、<u>_____</u>協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>立案する</u>。</p>
52	第3～第5 略	第3～第5 略
52	第11節 避難対策	第11節 避難対策
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報	第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報
	<p>1 避難情報と警戒レベル</p> <p>略</p> <p>高齢者等避難<u>又は</u>避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>1 避難情報と警戒レベル</p> <p>略</p> <p>高齢者等避難<u>及び</u>避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>
53	2 避難情報の発令対象区域の設定	2 避難情報の発令対象区域の設定
	(1) 略	(1) 略
	<p>(2) 土砂災害</p> <p>避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域<u>_____</u>等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域<u>_____</u>等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p>	<p>(2) 土砂災害</p> <p>避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域<u>危険箇所</u>等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・<u>危険箇所</u>等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
54	(3) 略	(3) 略
	第4 指定緊急避難場所の確保	第4 指定緊急避難場所の確保
	1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 略 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。 _____。	1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 略 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
	2～6 略	2～6 略
56	第5 略	第5 略
	第6 避難路等の整備	第6 避難路等の整備
	1～3 略	1～3 略
57	4 道路の交通容量の確認 東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、 <u>避難先に十分な駐車台数</u> が確保されているかの確認を行う。	4 道路の交通容量の確認 東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、 <u>交差点部や橋梁部等、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量</u> が確保されているかの確認を行う。
	第7 略	第7 略
	第8 避難行動要支援者の支援方策	<u>第7</u> 避難行動要支援者の支援方策
	1 略	1 略
	2 避難行動要支援者の支援体制の整備 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の同意を得た上で、 <u>平時から</u> 避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u> 、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。	2 避難行動要支援者の支援体制の整備 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の同意を得た上で、 <u>平常時より</u> 避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、 <u>避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</u>
58	3 略	3 略
	4 在宅者対応	4 在宅者対応
	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画 <u>を策定する</u> 。	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画 <u>を策定等に努める</u> 。

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(2) 避難支援に配慮した方策の検討 町は、避難支援計画を <u>策定</u> する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。	(2) 避難支援に配慮した方策の検討 町は、避難支援計画を <u>検討</u> する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。
	(3) 略	(3) 略
	5 外国人等への対応 略 (2) 指定緊急避難場所や <u>避難誘導標識</u> 等について、 <u>日本工業規格（JIS）</u> に沿ったピクトグラムの活用等により分かりやすく効果的な表示方法を整備するとともに、多言語化を推進する。	5 外国人等への対応 略 (2) 指定緊急避難場所や <u>避難路の標識等</u> について、_____ピクトグラムの活用等により <u>わかりやすく効果的な</u> _____ものとするとともに、多言語化を推進する。
59	第9 教育機関における対応	第9 略
	1 児童生徒等の安全対策	
	(1) 略	
	(2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は <u>所長</u> （以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は町が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ <u>策定</u> する。	(2) 安全確保対策の検討 学校等の校長又は <u>園長</u> （以下「校長等」という。）は、災害が発生した場合又は町が避難の指示等を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ <u>検討</u> する。
	(3) 略	(3) 略
	2 連絡・連携体制の構築 町は、小学校就学前の <u>こども</u> たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制 <u>を構築する</u> 。	2 連絡・連携体制の構築 町は、小学校就学前の <u>こども</u> たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制 <u>の構築に努める</u> 。
	第10 避難計画の作成	第10 避難計画の作成
60	1 町の対応 略 なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（ <u>内閣府</u> 、令和3年5月 <u>改定</u> ）を参考とする。	1 町の対応 略 なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（_____令和3年5月 <u>策定</u> ）を参考とする。
	2 略	2 略
	第11 略	第11 略
61	第12節 避難受入 <u>対策</u>	第12節 避難受入 <u>れ</u> 対策
	第1 目的 大規模災害時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、 <u>災害時</u> 速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、 <u>平時</u> から、被災者支	第1 略 大規模災害時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、 <u>発災の際</u> 速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、 <u>平常時</u> から、被災者支

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。	援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
	第2 避難所の確保	第2 避難所の確保
	<p>1 指定避難所の指定と周知 町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。</u> 略</p>	<p>1 指定避難所の指定と周知 町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>位置や避難に当たっての方法等を住民に周知する</u>。 略</p>
	2～3 略	2～3 略
	4 指定避難所の指定基準	4 指定避難所の指定基準
	(1) 略	(1) 略
62	(2) 具体的な要件	(2) 具体的な要件
	イ 略	イ 略
	<p>□ 避難所の管理体制の整備 (イ)～(ロ) 略 (ハ) 避難所の運営に女性<u>や子育て家族</u>の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点への配慮<u>やこども・若者の居場所の確保</u>ができるよう、事前に運営体制を検討しておく。 (ヘ) 運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成し、<u>配置</u>しておく。 (ト)～(リ) 略 (カ) <u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験</u>も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p>	<p>□ 避難所の管理体制の整備 (イ)～(ロ) 略 (ハ) 避難所の運営に女性_____の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮_____ができるよう、事前に運営体制を検討しておく。 (ヘ) 運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成_____しておく。 (ト)～(リ) 略 (カ) <u>感染症の発生</u>を_____踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県の「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>(ヨ) 略</p> <p>(タ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するため に、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利 用計画を作成する。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に 努める。</p> <p>(ナ) 指定避難所だけでなく、協定を結んでいる避難所についても、あら かじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避 難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あら かじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅 避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援 方策を検討するよう努める。</p> <p>(ハ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備 えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペ ースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を策定する。その 際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難 者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>	<p>めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(ヨ) 略 <u>(新規)</u></p>
63	<p>ハ 避難所の設備及び資機材の配備 避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき 直ちに配備できるよう準備しておく。 また、物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものと する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規 模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3 日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努め る。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、食物アレル ギーを有する者等にも配慮する。</p> <p>(イ) ~ (ハ) 略</p> <p>(ニ) 炊き出しに必要な機材、<u>キッチン資機材</u>及び燃料</p> <p>(ホ) ~ (ワ) 略</p>	<p>ハ 避難所の設備及び資機材の配備 避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき 直ちに配備できるよう準備しておく。</p> <p>(イ) ~ (ハ) 略</p> <p>(ニ) 炊き出しに必要な機材 _____ 及び燃料</p> <p>(ホ) ~ (ワ) 略</p> <p>(カ) 毛布、<u>暖房器具・燃料等防寒</u> 対策に必要な物資</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>(カ) 毛布、<u>冷暖房器具・燃料等</u>、<u>暑さ・寒さ対策</u>に必要な物資 <u>(ヨ) 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク</u> <u>(タ) 乳児・小児用おむつ、大人用おむつ</u> <u>(ナ) トイレットペーパー、生理用品</u> <u>(ヲ) その他必要と思われる資機材</u> また、次の設備及び資機材を設備するよう努める。</p> <p>(イ) 貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u> (ロ) 略 (ハ) マット、段ボールベッド、<u>エアベッド等の簡易ベッド</u> (ニ) パーテイション (ホ) 略 (ヘ) 衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u> (ト)～(ヌ) 略 <u>(ル) 入浴施設</u> <u>(フ) 洗濯設備</u> <u>(ヲ) 要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者に配慮した物資</u></p>	<p><u>(ヨ) 新規</u> <u>(タ) 新規</u> <u>(ナ) 新規</u> <u>(ヲ) その他必要と思われる資機材</u> また、次の設備及び資機材を整備するよう努める。</p> <p>(イ) 貯水槽、井戸 _____ (ロ) 略 (ハ) マット、段ボールベッド _____ 簡易ベッド (ニ) パーテイション (ホ) 略 (ヘ) 衛星携帯電話 _____ 等の通信機器 (ト)～(ヌ) 略 <u>(ル) 新規</u> <u>(フ) 新規</u> <u>(ヲ) 要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者に配慮した物資</u></p>
65	5～8 略	5～8 略
67	第3 避難の長期化対策	第3 避難の長期化対策
	1 略	1 略
	<p>2 生活環境の確保</p> <p>町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の<u>多言語</u>併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>	<p>2 生活環境の確保</p> <p>町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の<u>外国語</u>併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p>
	<p>第4 避難所における<u>家庭動物</u>の対策</p> <p>町は、避難所における<u>家庭動物</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における<u>家庭動物</u>の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。また、<u>平時</u>から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。</p>	<p>第4 避難所における<u>愛護動物</u>の対策</p> <p>町は、避難所における<u>ペット</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における<u>ペット</u>の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。また、<u>平常時</u>から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な用地等を把握し、<u>県が協定を締結した団体等</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備<u>を図る。</u></p>	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な用地等を把握し、<u>（一社）プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備<u>に努める。</u></p>
	第6 略	第6 略
69	第7 被災者等への情報伝達体制等の整備	第7 被災者等への情報伝達体制等の整備
	1 情報伝達手段の確保	1 情報伝達手段の確保
	<p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、防災広報無線等の無線系 の整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p>	<p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、防災広報無線等の無線系 <u>（戸別受信機を含む。）</u> の整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p>
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	2～5 略	2～5 略
70	第8 孤立集落対策	第8 孤立集落対策
	1～6 略	1～6 略
	7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保 <u>を図る。</u>	7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保 <u>に努める。</u>
71	第13節 食料、飲料水及び生活物資の確保	第13節 食料、飲料水及び生活物資の確保
	第1～第2 略	第1～第2 略
	<p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部<u>からの支援</u>の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる<u>物資</u>について、あらかじめ備蓄<u>するとともに、災害における調達・輸送体制を確立</u>し、それらの必要な物資の供給のための計画を定める。特に、<u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の</p>	<p>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</p> <p>町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部<u>支援</u>の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他</u>の物資について、あらかじめ備蓄。<u>調達・輸送体制を確立整備</u>し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p><u>町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。また、新物資システム（B-P L o）の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>	<p>違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。</p> <p><u>町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。また、新物資システム（B-P L o）の利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u></p>
72	第4 食料及び生活物資等の備蓄 <u>(削除)</u>	第4 食料及び生活物資等の備蓄 <u>1 初期の対応に十分な備蓄量の確保</u> <u>町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。</u>
	<u>1 公共用地、国有財産の有効活用</u>	<u>2 公共用地、国有財産の有効活用</u>
	<u>2 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> 町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの <u>物資</u> 拠点を設けるなど、体制の整備 <u>を図る</u> 。	<u>3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> 町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの <u>備蓄</u> 拠点を設けるなど、体制の整備 <u>に努める</u> 。
	<u>3 備蓄拠点の整備</u>	<u>4 備蓄拠点の整備</u>
	<u>4 備蓄物資の選定時の配慮</u>	<u>5 備蓄物資の選定時の配慮</u>
	<u>5 データベースの構築とパッケージ化の検討</u>	<u>6 データベースの構築とパッケージ化の検討</u>
	第5 食料及び生活物資の確保	第5 食料及び生活物資の確保
	1 食料・生活物資の確保	1 食料・生活物資の確保
	(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害想定等を参考にしながら、備蓄食料の目標数量を定め、最小限（3日分程度）の非常食（クラッカ一、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で保存期間が5年程度のもの。） <u>を備蓄する</u> ほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うなど備蓄計画の策定及び推進を行う。	(1) 町は、大規模な災害が発生した場合の被害想定等を参考にしながら、備蓄食料の目標数量を定め、最小限（3日分程度）の非常食（クラッカ一、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で保存期間が5年程度のもの。） <u>の備蓄に努める</u> ほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うなど備蓄計画の策定及び推進を行う。
	(2) 町は、生活必需品等についても、備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に分散備蓄する_____。	(2) 町は、生活必需品等についても、備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に分散備蓄する <u>よう推進する</u> 。
	(3) 備蓄物資については、台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次 <u>入れ替え</u> 、 <u>入れ替え前</u> の食料は防災訓練等の機会に使用するものとする。	(3) 備蓄物資については、台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次_____、 <u>防災訓練</u> 等の機会に使用するものとする。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
73	(4) 略	(4) 略
	2 食料及び生活物資の供給体制の確保	2 食料及び生活物資の供給体制の確保
	(1) 略	(1) 略
	(2) 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、実施協力団体等と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具及び食器等の備蓄・調達についても <u>計画を策定</u> しておくものとする。	(2) 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、実施協力団体等と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具及び食器等の備蓄・調達についても <u>検討</u> しておくものとする。
	第6 飲料水及び応急資機材の確保	第6 飲料水及び応急資機材の確保
	1 町は、被害想定等を参考にしながら、最小限の飲料水 <u>を備蓄する</u> ほか、迅速な対応を図るため分散備蓄を行う。	1 町は、被害想定等を参考にしながら、最小限の飲料水 <u>の備蓄に努める</u> ほか、迅速な対応を図るため分散備蓄を行う。
	2~8 略	2~8 略
74	第7 略	第7 略
75	第14節 ボランティアのコーディネート	第14節 ボランティアのコーディネート
	第1~第2 略	第1~第2 略
76	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p><u>1</u> 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO法人・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p> <p><u>2</u> また、女川町社会福祉協議会は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO法人・ボランティアの三者で連携し、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>3</u> 町は、社会福祉協議会、NPO法人等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、住民やNPO法人・ボランティア等への災害廃棄物の分</p>	<p>第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p><u>1</u> 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO法人・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p> <p><u>2</u> また、女川町社会福祉協議会は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>3</u> さらに、町は、社会福祉協議会、NPO法人等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、住民やNPO法人・ボランティア等への災害廃棄物の分</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><u>4 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>5 避難生活支援リーダー／サポートー等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。</u></p> <p><u>6 町は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</u></p> <p><u>7 町及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備 地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u></p> <p><u>8 災害ボランティアセンターの設置予定場所は、女川町地域福祉センターとする。ただし、女川町地域福祉センターが被災し、使用できない場合は、体育館等の公共施設内に設置する。</u></p>	<p>別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p>
77	第4 略	第4 略
80	第5～第7 略	第5～第7 略
	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への対策	第15節 要配慮者・避難行動要支援者への対策
	第1 略	第1 略
	第2 高齢者、障害者等への支援対策	第2 高齢者、障害者等への支援対策
	1 略	1 略
81	2 要配慮者の災害予防対策	2 要配慮者の災害予防対策
	(1) 要配慮者の把握 略 なお、町は、 <u>避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等</u> に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。 略	(1) 要配慮者の把握 略 なお、町は、 <u>取組指針及びガイドライン</u> に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。 略
	(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等	(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等
	イ 略	イ 略
82	ロ 個別避難計画の作成・更新 町は、防災担当部局や福祉担当部局等関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、 <u>NPO法人</u> 等の避難支援	ロ 個別避難計画の作成・更新 町は、防災担当部局や福祉担当部局等関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所 等の避難支援

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成する。さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める。</p>	<p>等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努めるものとする。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>
83	<p>ハ 略</p> <p>二 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</p> <p>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をするものとする。</p> <p>また、町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</p>	<p>ハ 略</p> <p>二 個別避難計画未作成の避難行動要支援者への支援</p> <p>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をするものとする。</p>
	<p>(3) 略</p> <p>(4) 支援体制の整備</p> <p>町は、避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、行政区等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備を図る。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 支援体制の整備</p> <p>町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、行政区等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。</p>
	<p>(5) 防災設備等の整備</p> <p>略</p> <p>また、町は、既に設置済みであるひとりぐらし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム(※)」を活用しながら、緊急通報協力員や民生委員・児童委員、自主防災組織等による地域福祉のネットワークづくりを進めること。</p> <p>(※) 緊急通報システム：ひとりぐらし高齢者の自宅に設置された電話機</p>	<p>(5) 防災設備等の整備</p> <p>略</p> <p>また、町は、すでに設置済みである独居高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、緊急通報協力員や民生委員・児童委員、自主防災組織等による地域福祉のネットワークづくりを進めること。</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<u>と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。</u>	
84	(6)～(7) 略	(6)～(7) 略
	3 略	3 略
	4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 略 具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。 <u>また、保健師、福祉関係者、NPO法人等様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、定めるものとする。</u>	4 福祉サービスの継続と関係機関の連携 略 具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。
85	5～6 略	5～6 略
	第3 外国人への支援対策	第3 外国人への支援対策
	1 略	1 略
	2 <u>多言語による</u> 防災マップ・行動マニュアル <u>等</u> を作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にるべき行動や避難場所、 <u>一避難経路等</u> の周知徹底を図る。	2 <u>外国語対応の</u> 防災マップ・行動マニュアル <u>等</u> を作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にるべき行動や避難場所、 <u>さらには避難経路</u> の周知徹底を図る。
	3 避難場所までの案内板等 <u>を多言語表記と</u> する。	3 避難場所までの案内板等 <u>に外国語を併記</u> する。
	4～9 略	4～9 略
86	第4 略	第4 略
87	第16節 災害廃棄物対策	第16節 災害廃棄物対策
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 主な措置内容	第3 主な措置内容
	1 緊急出動体制の整備	1 緊急出動体制の整備
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
	(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を <u>策定する。</u>	(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を <u>検討する。</u>
	(4) 略	(4) 略
88	2 災害時における応急体制の確保	2 災害時における応急体制の確保
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
	<u>(3) 町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向</u>	<u>(新規)</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<u>上に努めるものとする。</u>	
	(4) 近隣市町等との協力・応援体制を整備する。	(3) 近隣市町等との協力・応援体制を整備する。
	(5) 民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時の人員、資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し必要な体制を確立する。	(4) 民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時の人員、資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて応援が得られるよう、協力協定を締結し必要な体制を確立する。
	3 略	3 略
89	第17節 防災組織の普及	第17節 防災組織の普及
	第1 略	第1 略
	第2 防災知識の普及、徹底	第2 防災知識の普及、徹底
	1 略	1 略
90	2 住民等への防災知識の普及	2 住民等への防災知識の普及
	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
	(4) 普及・啓発の実施	(4) 普及・啓発の実施
91	【住民等への普及・啓発を図る事項】 ① 略 ② 災害危険性に関する情報 <ul style="list-style-type: none">・ 各地域における避難対象地区・ 孤立する可能性のある地域内集落・ 土砂災害警戒区域<u>等</u>等に関する知識・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など ③ 略 ④ 家庭内の予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none">・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備・ 自動車へのこまめな満タン給油・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え・ 出火防止等の対策の内容<u>(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等)</u>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など ⑤ 略 ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none">・ 正確な情報入手の方法・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容	【住民等への普及・啓発を図る事項】 ① 略 ② 災害危険性に関する情報 <ul style="list-style-type: none">・ 各地域における避難対象地区・ 孤立する可能性のある地域内集落・ 土砂災害警戒区域<u>・土砂災害危険箇所</u>等に関する知識・ 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など ③ 略 ④ 家庭内の予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none">・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備・ 自動車へのこまめな満タン給油・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え・ 出火防止等の対策の内容 ⑤ 略 ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none">・ 正確な情報入手の方法・ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など 	<p><u>・ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの決め等)の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など
92	(5) 要配慮者及び観光客等への配慮	(5) 要配慮者及び観光客等への配慮
	<p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言語</u>パンフレット等の作成・配布や<u>障害</u>者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p>	<p>イ 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国語</u>パンフレット等の作成・配布や<u>障がい</u>者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p>
	口 略	口 略
	(6) ~ (7) 略	(6) ~ (7) 略
93	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>町は、災害発生後に、<u>避難所</u>や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>町は、災害発生後に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>
	3 ~ 6 略	3 ~ 6 略
94	第3 略	第3 略
95	第4 住民の <u>取組</u>	第4 住民の <u>取り組み</u>
96	<p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>「最低3日、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出<u>品等の</u>定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。</p>	<p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>「最低3日、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出<u>や</u>定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。</p>
	2 ~ 4 略	2 ~ 4 略
	<p>5 防災関連設備等の準備</p> <p>非常用持出袋の準備、消火器等消防資機材や住宅用火災警報器の設置、<u>感震ブレーカーの設置</u>、その他防災関連設備等の整備に努める。</p>	<p>5 防災関連設備等の準備</p> <p>非常用持出袋の準備、消火器等消防資機材や住宅用火災警報器の設置、<u>その他</u>防災関連設備等の整備に努める。</p>
	第5 略	第5 略
	第6 災害教訓の伝承	第6 災害教訓の伝承
	1 略	1 略
97	2 伝承機会の定期的な実施	2 伝承機会の定期的な実施

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>町は、学校等教育機関、企業、NPO法人等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、<u>また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。</p>	<p>町は、学校等教育機関、企業、NPO法人等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、<u>_____住民が</u> <u>_____自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。</u></p>
	<p>3 石碑やモニュメントの継承 町は、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p>3 石碑やモニュメントの継承 町は、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>_____</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>
	4 略	4 略
98	第18節 防災訓練の実施	第18節 防災訓練の実施
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 訓練の実施及び参加	第3 訓練の実施及び参加
	<p>1 町は、毎年、<u>みやぎ県民防災の日</u>(6月12日)、<u>防災の日</u>(9月1日)及び<u>津波防災の日</u>(11月5日)等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。</p>	<p>1 町は、毎年、6月12日(<u>みやぎ県民防災の日</u>)、9月1日(<u>防災の日</u>)及び11月5日(<u>津波防災の日</u>)等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。</p>
99	2～5 略	1～3 略
	第4～第8 略	第4～第8 略
102	第9 企業等の防災訓練	第9 企業等の防災訓練
	1～2 略	1～2 略
	<p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各行政区、住民_____並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p>	<p>3 災害発生時に備え、周辺自治体及び各行政区、住民<u>の方々</u>並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。</p>
	4～5 略	4～5 略
103	第19節 消防団の育成強化	第19節 消防団の育成強化
	第1 略	第1 略
	第2 火災予防対策	第2 火災予防対策
	1～4 略	1～4 略
	<p>5 消防団の<u>育成</u> 略 このため、町は次の観点から消防団の<u>育成・強化</u>を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。</p>	<p>5 消防団の<u>強化</u> 略 このため、町は次の観点から消防団の<u>_____強化</u>を図り、地域社会の防災体制の推進を図る</p>
104	(1) 略	(1) 略
	(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、 <u>処遇の改善</u> 、事業所に対する協力要請及び <u>女性消防団員の加入促進</u> 、 <u>将来の消防の担い手に対する啓発</u>	(2) 消防団員数が減少傾向にあることから、 <u>_____事業所に対する</u> 協力要請及び <u>_____加入促進</u> 、 <u>_____</u>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>等を通じて消防団員の確保に努め、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。</u> また、消防団員の資質向上を図るため、<u>必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制</u>の充実を図る。</p>	<p>等を通じて消防団員の確保に努め _____ _____する。 また、消防団員の資質向上を図るため、<u>教育、訓練</u> _____ _____の充実を図る。</p>
	(3) 略	(3) 略
	6 略	6 略
105	第20節 地域における防災体制	第20節 地域における防災体制
	<p>第1 目的 大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団と<u>自主防災組織や防災土等の多様な主体</u>との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。</p>	<p>第1 目的 大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団と<u>これらの組織</u> _____との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。</p>
	第2 略	第2 略
	<p>第3 自主防災組織の育成・指導 町は災害対策基本法第5条2項の規定に<u>より</u>、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組まなければならぬ。 略</p>	<p>第3 自主防災組織の育成・指導 町は災害対策基本法第5条2項の規定に<u>基づき</u>、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならぬ。 略</p>
106	第4～第6 略	第4～第6 略
110	第21節 企業等の防災対策の推進	第21節 企業等の防災対策の推進
	第1 略	第1 略
	第2 企業等の役割	第2 企業等の役割
	1 企業等の活動	1 企業等の活動
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
111	<p>(4) 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施 浸水想定区域内又は土砂災害警報区域内にあり、_____要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p>	<p>(4) 要配慮者利用施設・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施 浸水想定区域内又は土砂災害警報区域内にあり、<u>女川町地域防災計画に名称及び所在地を定められた</u>要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	2 略	2 略
112	第3 略	第3 略
113	第22節 略	第22節 略
116	第23節 災害種別毎予防対策	第23節 災害種別毎予防対策
	第1 火災予防対策	第1 火災予防対策
	1～3 略	1～3 略
	4 防災活動の促進	4 防災活動の促進
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	(4) 民間防火組織の育成 建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。	(4) 民間防火組織の育成 建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防意識の普及啓発が重要である。 火災予防思想意識の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚など火を扱う機会の多い女性に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブの結成と育成について指導する。
117	(5) 略	(5) 略
	5～8 略	5～8 略
118	9 火災予防措置	9 火災予防措置
	(1) 予防査察指導の強化 火災を未然に防止するためには、防火対象物管理者による自主防火体制の充実・強化が重要であるので、予防査察等の機会を捉え、各種出火防止、消防用設備等の自主点検、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例の遵守について指導を徹底し、これを計画的、継続的に実施する。	(1) 予防査察指導の強化 消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。
	(2) 略	(2) 略
	(削除)	(3) 漏電による火災の防止 配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施工の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。 また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。 一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。 特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>(3) 消防用機械、資機材、装備品及び設備等の整備・普及 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。</p> <p>火災による人的・物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。</p>	<p>(4) 消防用設備等の設置・普及</p> <p>火災による人的・物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導する_____。</p>
	(4) 住宅防火対策の推進	(5) 住宅防火対策の推進
	<p>イ 住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器、その他住宅用防災機器等の設置及び使用方法について指導するとともに、<u>住宅防火診断等</u>防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災を軽減する。</p>	<p>イ 住宅火災の防止については、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器、その他住宅用防災機器等の設置及び使用方法について指導するとともに、<u>_____</u>防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災を軽減する。</p>
	口～ハ 略	口～ハ 略
119	(5) 文化財の火災予防	(6) 文化財の火災予防
	10～11 略	10～11 略
	第2 林野火災予防対策	第2 林野火災予防対策
	1 略	1 略
	<p>2 現況 本町は、土地の面積の<u>7</u>割以上が急峻な山地で占められており、林野面積は民有林、国有林等5,195haと町の面積全体の約8割となっている。これら林野において、たびたび火災が発生し、その出火原因是たばこ、たき火等の人為的なものが多く、その発生時期は3月から5月にかけての春季に集中している。</p>	<p>2 現況 本町は、土地の面積の<u>9</u>割以上が急峻な山地で占められており、林野面積は民有林、国有林等5,195haと町の面積全体の約8割となっている。これら林野において、たびたび火災が発生し、その出火原因是たばこ、たき火等の人為的なものが多く、その発生時期は3月から5月にかけての春季に集中している。</p>
	3 事前警戒措置	
	<p>(1) 火入れの協議 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。 また、<u>町は許可した火入れ情報等を消防機関に共有する。</u> <u>なお、</u>火入れの場所が石巻市に近接している場合は、石巻市に通知する。</p>	<p>(1) 火入れの協議 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。 また、<u>_____</u>火入れの場所が石巻市に近接している場合は、石巻市に通知する。</p>
	(2) 略	(2) 略
120	4 広報宣伝の充実	4 広報宣伝の充実
	(1) 山火事防止強調月間の設定	(1) 山火事防止強調月間の設定

貢	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>春____の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。</p> <p>イ 春季：3月1日～5月31日</p>	<p>春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。</p> <p>イ 春季：3月1日～5月31日</p> <p>ロ 秋季：10月20日～12月20日</p>
	<p>(2) <u>山火事予防運動の推進</u> <u>林野火災予防等に関する山火事予防運動推進方針に基づき</u> <u>、県、森林組合等関係機関との連携強化を図る</u> <u>とともに、みやぎ森林保全協力員及びみやぎ森林保全推進活動協定団体による森林巡視及び啓発活動を強化し、</u> <u>林野火災に対する住民の関心を喚起し、</u> <u>林野灾害発生予防</u> _____を推進する。</p>	<p>(2) <u>森林保全管理維持推進協議会への参画</u> <u>林野火災予防等に関することを協議するため、県で設置している森林保全管理維持推進協議会に参画し、</u> <u>県、森林組合等関係機関との連携強化を図りつつ</u> _____、 <u>林野火災に対する住民の関心を喚起し、</u> <u>林野灾害発生予防のための強力な運動を推進する。</u></p>
	<p>(3) ポスター、標識板等の設置 <u>山林登山口、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板、防</u> <u>火水槽等</u>を掲げ、住民、通行者、入山者に注意を喚起する。</p>	<p>(3) ポスター、標識板等の設置 <u>山林登山口、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板</u> _____ <u>を掲げ、住民、通行者、入山者に注意を喚起する。</u></p>
	<p>(4) 報道機関等による啓発・宣伝 <u>火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、</u> <u>学校等の協力を得て、ラジオ等</u>による広報、新聞及び県、 <u>町並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、町ホームページ及びSNSを活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、</u> <u>防災意識の高揚とともに、普及・啓発</u> _____を図る _____ <u>。</u></p>	<p>(4) 報道機関等による啓発・宣伝 <u>火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、</u> <u>映画館、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビ</u>による広報、新聞及び県、 <u>町並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、映画、スライドの</u> <u>上映を実施し、</u> <u>啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空</u> <u>からの広報宣伝を実施する。</u></p>
	<u>(削除)</u>	<p>(5) チラシ、パンフレット等による啓蒙普及 <u>町の広報誌等により、行政区等の自治組織を積極的に活用し、住民に対し直接注意を喚起する。</u></p>
	<u>(5) 学校教育による防火意識の普及</u>	<u>(6) 学校教育による防火意識の普及</u>
	5 森林等の管理、整備	5 森林等の管理、整備
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
121	(3) 防火林帯の整備 <u>防火樹を植栽した防火林帯等</u> を整備する。	(3) 防火林帯の整備 <u>防火樹を植栽した</u> _____林帶_____を整備する。
	(4)～(5) 略 <u>関係機関は、次のとおりである。</u>	(4)～(5) 略
	6 総合的消防体制及び相互応援協力体制の整備・強化 <u>略</u> <u>関係機関は、次のとおりである。</u>	6 総合的消防体制及び相互応援協力体制の整備・強化 <u>略</u>
	7 防ぎよ資機材の備蓄 <u>町及び県等関係機関は、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、防</u>	7 防ぎよ資機材の備蓄 <u>町及び県等関係機関は、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、防</u>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>ぎょ用資機材の近代化と消火薬剤の備蓄を積極的に行うとともに、特に自然水利を利用した水利の確保にも配慮する。</p> <p><u>町及び県等関係機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</u></p>	<p>ぎょ用資機材の近代化と消火薬剤の備蓄を積極的に行うとともに、特に自然水利を利用した水利の確保にも配慮する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	<p>8 防災活動の促進</p> <p><u>消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。</u></p> <p>町、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要があり、住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。<u>また、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u></p> <p><u>なお、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の連携強化・充実を図る。</u></p>	<p>8 防災活動の促進</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>町、県等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要があり、住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の連携強化・充実を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>
122	9～10 略	9～10 略
	第3 危険物等災害予防対策	第3 危険物等災害予防対策
	1 略	1 略
123	2 災害予防措置等	2 災害予防措置等
	<p>(1) 危険物施設</p> <p>危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されている。</p> <p>消防機関は、危険物施設等の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。</p> <p><u>町は、消防機関が実施する次の指導について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>(1) 危険物施設</p> <p>危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されている。</p> <p>消防機関は、危険物施設等の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。</p> <hr/> <hr/>
	イ～ヘ 略	イ～ヘ 略
124	(2) 高圧ガス施設	(2) 高圧ガス施設

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>イ 高圧ガス販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、<u>あわせて</u>、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p><u>町は、高圧ガス販売、貯蔵等の事業者が行う、防災に必要な装備、資機材の充実について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>イ 高圧ガス販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、<u>併せて</u>、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <hr/> <hr/>
	<p>ロ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、必要に応じて改善その他の措置命令を行う。</p> <p><u>町は、県が行う自主保安体制の整備及び保安意識の高揚推進や各種検査・講習回答を通じた指導助言、改善その他の措置命令について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>ロ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、必要に応じて改善その他の措置命令を行う。</p> <hr/> <hr/>
	(3) ~ (4) 略	(3) ~ (4) 略
	3 略	3 略
	第4 海上災害予防対策	第4 海上災害予防対策
	1 略	1 略
125	2 船舶の安全な運航等の確保	2 船舶の安全な運航等の確保
	<p>(1) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 海図、水路図誌等水路図書の整備</p> <p>ロ 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報提供等の実施</p> <p>ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導</p> <p>ニ 航路標識の<u>老朽化等対策及び耐灾害性強化対策の推進</u></p> <p>ホ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施</p>	<p>(1) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）は、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 海図、水路図誌等水路図書の整備</p> <p>ロ 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報提供等の実施</p> <p>ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導</p> <p>ニ 航路標識の<u>整備</u></p> <p>ホ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施</p>
	(2) ~ (3) 略	(2) ~ (3) 略
	3~9 略	3~9 略
126	第5 鉄道災害予防対策	第5 鉄道災害予防対策

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																												
	<p>1 目的 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招くことがあるから、事故灾害防止のため、事業者である東日本旅客鉄道（株）<u>東北本部</u>は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。</p>	<p>1 目的 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないから、事故灾害防止のため、事業者である東日本旅客鉄道（株）<u>仙台支社</u>は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。</p>																												
	2 略	2 略																												
127	第6 道路災害予防対策	第6 道路災害予防対策																												
	1～2 略	1～2 略																												
	3 道路施設等の整備	3 道路施設等の整備																												
	<p>(1) 道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する<u>ほか、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p>	<p>(1) 道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する_____。</p>																												
	<p>(2) 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。 <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p>	<p>(2) 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する。</p>																												
	(3)～(4) 略	(3)～(4) 略																												
128	4～10 略	4～10 略																												
	第2章 災害応急対策																													
131	第1節 防災気象情報の伝達	第1節 防災気象情報の伝達																												
	第1～第2 略	第1～第2 略																												
	第3 防災気象情報の伝達周知	第3 防災気象情報の伝達周知																												
	1 気象情報等	1 気象情報等																												
132	(1) 防災気象情報(東部/石巻地域)及びその活用	(1) 防災気象情報(東部/石巻地域)及びその活用																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別警報	略	大雪特別警報	略	暴風特別警報	略	暴風雪特別警報	略	波浪特別警報	略	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	大雨特別警報	略	大雪特別警報	略	暴風特別警報	略	暴風雪特別警報	略	波浪特別警報	略	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと
種類	発表基準																													
大雨特別警報	略																													
大雪特別警報	略																													
暴風特別警報	略																													
暴風雪特別警報	略																													
波浪特別警報	略																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと																													
種類	発表基準																													
大雨特別警報	略																													
大雪特別警報	略																													
暴風特別警報	略																													
暴風雪特別警報	略																													
波浪特別警報	略																													
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと																													

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
		きに発表される。 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4相当。	略		きに発表される。 危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル4相当。	略
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3相当。	略	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル3相当。
	洪水警報	略	略		洪水警報	略
	大雪警報	略	略		大雪警報	略
	暴風警報	略	略		暴風警報	略
	暴風雪警報	略	略		暴風雪警報	略
	波浪警報				波浪警報	略
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル4相当。	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル4相当。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル4相当。	
注意報	大雨注意報	略	略	注	大雨注意報	略
	洪水注意報	略	略	意	洪水注意報	略
	大雪注意報	略	略	報	大雪注意報	略
	強風注意報	略	略		強風注意報	略
	風雪注意報	略	略		風雪注意報	略
	波浪注意報				波浪注意報	略
	高潮注意報	略	略		高潮注意報	略
		高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から <u>避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3相当。			高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所から <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル3相当。	
	濃霧注意報	略	略		濃霧注意報	略
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起 <u>を付加する</u> こともある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起 <u>が付加される</u> もある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起 <u>が付加される</u> もある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	略	略		乾燥注意報	略
	なだれ注意報	略	略		なだれ注意報	略
	着雪（氷）注意報	略	略		着雪（氷）注意報	略
	融雪注意報	略	略		融雪注意報	略

貢	改 正 (新)			現 行 (旧)		
	霜注意報	略	霜注意報	略		
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬期</u> の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、 <u>冬季</u> の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。		
	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から<u>避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3相当。 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。 	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル4相当。 「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル3相当。 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。 		
	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 		
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<u>また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。</u></p>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>		

貢	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>(色に相当する避難情報の警戒レベル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：<u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」(赤)：<u>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」(黄)：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	<p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 <p><u>(新規)</u></p>
流域雨量指数 の予測値	略	流域雨量指数 の予測値
早期注意情報(警報級の可 能性)	略	早期注意情報(警報級の可 能性)
宮城県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、_____その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼び掛ける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層警戒を呼び掛けるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p> <p>大雨特別警報が発表されたときには、<u>その後速やかに</u>、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が_____発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</p>
土砂災害 警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒<u>を呼び 掛けれる</u>情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p> <p><u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4</u></p>	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒<u>が呼び かけられる</u>情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p> <p><u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4</p>

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)																					
		に相当。			に相当。																				
	竜巻注意情報	略		竜巻注意情報	略																				
	記録的短時間 大雨情報	略		記録的短時間 大雨情報	略																				
135	(注1)	略		(注1)	略																				
	(注2)	大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。		(注2)	大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。																				
	(注3)	土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ地面現象警報はその警報事項を気象警報に、 <u>土砂崩れ</u> 特別警報はその警報事項を <u>気象警報又は</u> 気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 <u>土砂崩れ</u> 特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。		(注3)	地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ地面現象警報はその警報事項を気象警報に、 <u>地面現象</u> 特別警報はその警報事項を_____気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 <u>地面現象</u> 特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。																				
136	(注4)	略		(注4)	略																				
	(別表 1) 特別警報発表基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基 準</th> <th>過去の対象事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> <td> <u>令和2年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 86人)</u> <u>令和元年東日本台風</u> <u>(死者行方不明者 107人)</u> <u>平成30年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 245人)</u> </td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			現象の種類	基 準	過去の対象事例	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<u>令和2年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 86人)</u> <u>令和元年東日本台風</u> <u>(死者行方不明者 107人)</u> <u>平成30年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 245人)</u>	略	略	略	(別表 1) 特別警報発表基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基 準</th> <th>過去の対象事例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		現象の種類	基 準	過去の対象事例	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	二	略	略	略
現象の種類	基 準	過去の対象事例																							
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<u>令和2年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 86人)</u> <u>令和元年東日本台風</u> <u>(死者行方不明者 107人)</u> <u>平成30年7月豪雨</u> <u>(死者行方不明者 245人)</u>																							
略	略	略																							
現象の種類	基 準	過去の対象事例																							
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	二																							
略	略	略																							

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)																																		
	(別表2)警報・注意報発表基準一覧表 (令和7年5月29日現在)			(別表2)警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在)																																		
	<table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td><td>略</td><td>夏期：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき^{※2}</td></tr> <tr> <td>低温</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table>			略	略	略	注意報	略	夏期：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{※2}	低温		略	略	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">注意報</td><td>略</td><td>夏季：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき^{※2}</td></tr> <tr> <td>低温</td><td></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </table>			略	略	略	注意報	略	夏季：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{※2}	低温		略	略	略	略	略	略				
略	略	略																																				
注意報	略	夏期：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{※2}																																				
	低温																																					
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
注意報	略	夏季：最高・最低・平均のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき ^{※2}																																				
	低温																																					
略	略	略																																				
略	略	略																																				
137	(別表3) 水防活動用警報・注意報			(別表3) 水防活動用警報・注意報																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th><th>一般の利用に適合する注意報・警報</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用気象警報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される</td></tr> <tr> <td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用津波警報</td><td>津波警報</td><td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td></tr> <tr> <td>津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)</td><td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される</td></tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td><td>高潮警報又は高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される</td></tr> </tbody> </table>			水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th><th>一般の利用に適合する注意報・警報</th><th>発表基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水防活動用気象警報</td><td>大雨警報又は大雨特別警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用津波警報</td><td>津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)</td><td>津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき</td></tr> <tr> <td>(新規)</td><td>(新規)</td></tr> <tr> <td>水防活動用高潮警報</td><td>高潮警報又は高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき</td></tr> </tbody> </table>			水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき	(新規)	(新規)	水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき	(新規)	(新規)	水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																				
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される																																				
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																				
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																				
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される																																				
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される																																				
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																																				
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき																																				
	(新規)	(新規)																																				
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき																																				
	(新規)	(新規)																																				
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき																																				

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
		高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される		(新規)	(新規)
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
138	(2) 消防法第22条に基づき仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う通報 イ 火災気象通報 気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は概ね次のとおりとする。			(2) 消防法第22条に基づき仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う通報 イ 火災気象通報 気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は概ね次のとおりとする。		
	通報基準	略		通報基準	略	

貢	改 正 (新)		現 行 (旧)	
	地域区分	略	地域区分	略
	通報方法	<p>・仙台管区気象台は、<u>午前</u>5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日<u>午前</u>5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。</p> <p>略</p>	通報方法	<p>・仙台管区気象台は、<u>午後</u>5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日<u>午後</u>5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。</p> <p>略</p>
	通報区分	略	通報区分	略
141	口 略		口 略	
142	2 略			2 略
143	第4 略			第4 略
145	第2節 防災活動体制			第2節 防災活動体制
	<p>第1 目的 略 このため、町は防災関係機関と協力し、災害<u>一</u>時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。</p>			<p>第1 目的 略 このため、町は防災関係機関と協力し、災害<u>が</u>時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。</p>
	第2 略			第2 略
	第3 配備体制			第3 配備体制
	1 略			1 略
	<p>2 配備体制の時期及び内容 災害に対処するため、災害の状況により別に示す<u>(※)</u>配備体制のうち必要な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。</p>			<p>2 配備体制の時期及び内容 災害に対処するため、災害の状況により別に示す<u>-</u>配備体制のうち必要な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。</p>
	(1) 警戒配備			(1) 警戒配備
	イ 災害に対処するため、災害の状況により別に示す <u>(※)</u> 配備体制のうち必要			イ 災害に対処するため、災害の状況により別に示す <u>-</u> 配備体制のうち必要

頁	改 正(新)	現 行(旧)												
	な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。	な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。												
146	口～ハ 略 (2) 警戒本部及び特別警戒本部	口～ハ 略 (2) 警戒本部及び特別警戒本部												
	イ 町長は、別に示す (※) 第1号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する警報等が発表され、又はその他異常現象が発生し、災害に対する警戒体制を強化する必要があると認めた場合は、警戒本部を設置し、第1号特別警戒配備態勢（所要の人員で局地的な災害に対し、情報の収集、連絡及び応急措置を円滑に実施し、状況により速やかに特別警戒本部の設置に移行できる態勢）の指令を発する。	イ 町長は、別に示す — 第1号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する警報等が発表され、又はその他異常現象が発生し、災害に対する警戒体制を強化する必要があると認めた場合は、警戒本部を設置し、第1号特別警戒配備態勢（所要の人員で局地的な災害に対し、情報の収集、連絡及び応急措置を円滑に実施し、状況により速やかに特別警戒本部の設置に移行できる態勢）の指令を発する。												
	ロ 町長は、別に示す (※) 第2号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する警報等が発表され、又はその他異常現象が発生し、災害に対する警戒体制をより一層強化する必要があると認めた場合は、特別警戒本部を設置し、第2号特別警戒配備態勢の指令を発する。	ロ 町長は、別に示す — 第2号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する警報等が発表され、又はその他異常現象が発生し、災害に対する警戒体制をより一層強化する必要があると認めた場合は、特別警戒本部を設置し、第2号特別警戒配備態勢の指令を発する。												
	ハ 略	ハ 略												
	(3) 災対本部 町長は、別に示す (※) 第3号非常配備態勢の配備基準に該当する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災対本部を設置し、第3号非常配備態勢の指令を発する。	(3) 災対本部 町長は、別に示す — 第3号非常配備態勢の配備基準に該当する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災対本部を設置し、第3号非常配備態勢の指令を発する。												
	(4) 略 <u>※風-147 災害時の職員の配備体制の基準・内容等を参照。</u>	(4) 略												
147	3 略	3 略												
	4 各配備態勢下での活動	4 各配備態勢下での活動												
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略												
149	(5) 略 災害時の職員の配備体制の基準・内容等	(5) 略 災害時の職員の配備体制の基準・内容等												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備該当者</th> <th>本部体制</th> <th>備考</th> </tr> </thead> </table>	区分	配備基準	配備内容	配備該当者	本部体制	備考	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備該当者</th> <th>本部体制</th> <th>備考</th> </tr> </thead> </table>	区分	配備基準	配備内容	配備該当者	本部体制	備考
区分	配備基準	配備内容	配備該当者	本部体制	備考									
区分	配備基準	配備内容	配備該当者	本部体制	備考									

頁	改 正 (新)								現 行 (旧)							
			風 水 害 等 災 害	地震災害	津 波 災 害				風 水 害 等 災 害	地震災害	津 波 災 害					
警戒配備	第0号	略	略	略	略	企画課、総務課、 <u>地域イノベーション推進課、税務課、</u> 町民生活課、健康福祉課、建設課、上下水道課、産業振興課、会計課、教育局、消防団長、女川消防署長の所要人員※風水害等災害2を除き、勤務時間外においては自動発令	略	警戒配備	第0号	略	略	略	企画課、総務課、 <u>_____</u> 町民生活課、健康福祉課、建設課、上下水道課、産業振興課、会計課、教育局、消防団長、女川消防署長の所要人員※風水害等災害2を除き、勤務時間外においては自動発令	略		
特別警戒配備	第1号	略	1 町内で「震度4」の地震が観測され、被害が発生したとき。 2 町内で「震度5弱」を観測する地震が発生した場合 3 北海道・三陸沖後発注意情報が発信されたとき	略	略	略	略	特別警戒配備	第1号	略	1 町内で「震度4」の地震が観測され、被害が発生したとき。 2(新規) 3(新規)	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略			略	略	略	略	略	略	略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																																																																																	
150	5 略 第4 職員の動員・配備 1～5 略	5 略 第4 職員の動員・配備 1～5 略																																																																																	
154	6 各態勢の配備要員 (1) 警戒配備態勢 (第0号警戒配備態勢) 略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">略</th> </tr> <tr> <th colspan="2">責任者及び部員</th> <th colspan="2">配備すべき職員等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>課 等</th> <th>参考職員等</th> <th></th> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>企画課長</td> <td>総務部</td> <td>企画課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>総務課長</td> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>部員</td> <td>地域イバーション推進課長</td> <td>総務部</td> <td>地域イバーション推進課</td> <td>係長職以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略				責任者及び部員		配備すべき職員等		備考	区分	課 等	参考職員等		部 長	企画課長	総務部	企画課	全職員	副部長	総務課長	総務部	総務課	全職員	部員	地域イバーション推進課長	総務部	地域イバーション推進課	係長職以上		略	略	略	略	6 各態勢の配備要員 (1) 警戒配備態勢 (第0号警戒配備態勢) 略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">略</th> </tr> <tr> <th colspan="2">責任者及び部員</th> <th colspan="2">配備すべき職員等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>課 等</th> <th>参考職員等</th> <th></th> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>企画課長</td> <td>総務部</td> <td>企画課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>総務課長</td> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>部員</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略				責任者及び部員		配備すべき職員等		備考	区分	課 等	参考職員等		部 長	企画課長	総務部	企画課	全職員	副部長	総務課長	総務部	総務課	全職員	部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		略	略	略	略															
略																																																																																			
責任者及び部員		配備すべき職員等		備考																																																																															
区分	課 等	参考職員等																																																																																	
部 長	企画課長	総務部	企画課	全職員																																																																															
副部長	総務課長	総務部	総務課	全職員																																																																															
部員	地域イバーション推進課長	総務部	地域イバーション推進課	係長職以上																																																																															
	略	略	略	略																																																																															
略																																																																																			
責任者及び部員		配備すべき職員等		備考																																																																															
区分	課 等	参考職員等																																																																																	
部 長	企画課長	総務部	企画課	全職員																																																																															
副部長	総務課長	総務部	総務課	全職員																																																																															
部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																																																																															
	略	略	略	略																																																																															
155	(2) 特別警戒配備態勢 _____	(2) 特別警戒配備態勢 本部長：町長 副本部長：副町長、教育長																																																																																	
	イ 第1号特別警戒配備態勢 (警戒本部設置) 略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">発令基準</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(4) 町内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(5) 北海道・三陸沖後発注意情報が発信されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(6) 宮城県に「津波警報」が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(7) その他、町長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">責任者及び部員</th> <th colspan="2">配備すべき職員等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>課 等</th> <th>参考職員等</th> <th></th> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>企画課長</td> <td>総務部</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>総務課長</td> <td>総務部</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>地域イバーション推進課長</td> <td>警戒総務部</td> <td>地域イバーション推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	発令基準				(1)～(3) 略				(4) 町内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき。				(5) 北海道・三陸沖後発注意情報が発信されたとき。				(6) 宮城県に「津波警報」が発表されたとき。				(7) その他、町長が必要と認めたとき。				責任者及び部員		配備すべき職員等		備考	区分	課 等	参考職員等		部 長	企画課長	総務部	企画課	副部長	総務課長	総務部	総務課	本部員	地域イバーション推進課長	警戒総務部	地域イバーション推進課		略	略	略	略	イ 第1号特別警戒配備態勢 (警戒本部設置) 略 (1)～(3) 略 (新規) (新規) (4) 宮城県に「津波警報」が発表されたとき。 (5) その他、町長が必要と認めたとき。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">責任者及び部員</th> <th colspan="3">配備すべき職員等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>課 等</th> <th>参考職員等</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	責任者及び部員		配備すべき職員等			備考	区分	課 等	参考職員等			(新規)	本部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		略	略	略	略									
発令基準																																																																																			
(1)～(3) 略																																																																																			
(4) 町内で「震度5弱」を観測する地震が発生したとき。																																																																																			
(5) 北海道・三陸沖後発注意情報が発信されたとき。																																																																																			
(6) 宮城県に「津波警報」が発表されたとき。																																																																																			
(7) その他、町長が必要と認めたとき。																																																																																			
責任者及び部員		配備すべき職員等		備考																																																																															
区分	課 等	参考職員等																																																																																	
部 長	企画課長	総務部	企画課																																																																																
副部長	総務課長	総務部	総務課																																																																																
本部員	地域イバーション推進課長	警戒総務部	地域イバーション推進課																																																																																
	略	略	略	略																																																																															
責任者及び部員		配備すべき職員等			備考																																																																														
区分	課 等	参考職員等																																																																																	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																																																																															
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																																																																															
本部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)																																																																															
	略	略	略	略																																																																															
156	ロ 第2号特別警戒配備態勢 (特別警戒本部設置) 略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(4) 町内で_____「震度5強」の地震が観測されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(5) 略</td> </tr> </table>	(1)～(3) 略				(4) 町内で_____「震度5強」の地震が観測されたとき。				(5) 略				ロ 第2号特別警戒配備態勢 (特別警戒本部設置) 略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">(1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(4) 町内で「震度5弱」又は「震度5強」の地震が観測されたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(5) 略</td> </tr> </table>	(1)～(3) 略				(4) 町内で「震度5弱」又は「震度5強」の地震が観測されたとき。				(5) 略																																																												
(1)～(3) 略																																																																																			
(4) 町内で_____「震度5強」の地震が観測されたとき。																																																																																			
(5) 略																																																																																			
(1)～(3) 略																																																																																			
(4) 町内で「震度5弱」又は「震度5強」の地震が観測されたとき。																																																																																			
(5) 略																																																																																			

貢	改 正 (新)						現 行 (旧)								
	責任者及び部員		配備すべき職員等			備考 略	責任者及び部員		配備すべき職員等			備考 略			
			区分	課 等	参集職員等				(新規)	(新規)	(新規)				
	部 長	企画課長					(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
	副部長	総務課長					(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
	本部員	地域イバーション推進課長	警戒総務部	地域イバーション推進課	係長職以上		本部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
		略	略	略	略		略	略	略	略	略				
157	(3) 非常配備態勢 (第3号非常配備態勢 災害対策本部設置) 町の全力をもって対処する態勢。						(3) 非常配備態勢 (第3号非常配備態勢 災害対策本部設置) 本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 町の全力をもって対処する態勢。								
	責任者及び部員		配備すべき職員等			備考 略	責任者及び部員		配備すべき職員等			備考 略			
			区分	課 等	参集職員等				(新規)	(新規)	(新規)				
	部 長	企画課長					(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
	副部長	総務課長					(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
	本部員	地域イバーション推進課長	警戒総務部	地域イバーション推進課	係長職以上		本部員	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)				
		略	略	略	略		略	略	略	略	略				
158	第5 災対本部の設置						第5 災対本部の設置								
	1 設置及び廃止基準 町長は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、気象警報並びに災害の状況を見極めた上、災対本部を設置又は廃止する。						1 設置及び廃止基準 町長は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、気象警報並びに災害の状況を見極めたうえ、災対本部を設置又は廃止する。								
	2～3 略						2～3 略								
159	4 災対本部の組織・運営等						4 災対本部の組織・運営等								
	(1) 災対本部の組織						(1) 災対本部の組織								
	本部長	町長	災対総務部			備考 略	本部長	町長	災対総務部			備考 略			
		副町長 教育長	部長	企画課長	総務班			副部長	副町長 教育長	部長	企画課長	総務班			
	副本部長	企画課長 総務課長 地域イバーション推進課長	副部長	総務課長 会計課長	略		副部長	企画課長 総務課長 <u>(新規)</u>	副部長	企画課長 総務課長 <u>(新規)</u>	会計課長				
		税務課長 町民生活課長	副部長	地域イバーション推進課長	総務班			税務課長	議会事務局長	副部長	議会事務局長	総務班			
	本部員	災対生活部			略		本部員	災対生活部			略				
		略	略	略				略	略	略	略				

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
	健康福祉課長 建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	略 略 略 略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略 略 略 略	建設課長 産業振興課長 上下水道課長 会計課長 教育局長 議会事務局長 女川町消防団長 女川消防署長	略 略 略 略 略 略 略 略 略	災対健康福祉部 災対建設部 災対産業部 災対上下水道部 災対教育部 災対消防団 災対消防部
連絡員	各災対部総務班長 防災関係機関派遣職員 <u>(アドバイザー)</u>	略 略 略	略 略 略	各災対部総務班長 防災関係機関派遣職員 <u>(アドバイザー)</u>	略 略 略	災対健康福祉部 災対建設部 災対産業部 災対上下水道部 災対教育部 災対消防団 災対消防部
	(2) ~ (12) 略	略	略	(2) ~ (12) 略	略	
163	第6～第10 略			第6～第10 略		
165	第3節 警戒活動			第3節 警戒活動		
	第1～第3 略			第1～第2 略		
166	第4 土砂災害警戒活動			第4 土砂災害警戒活動		
	1 略			1 略		
	2 略			2 略		

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	また、 <u>土砂災害警戒区域等</u> の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。	また、 <u>土砂災害危険箇所及び</u> 土砂災害警戒区域等 の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。
3～8 略	3～8 略	3～8 略
168 第5～第7 略	第5～第7 略	第5～第7 略
169 第4節 避難活動	第4節 避難活動	第4節 避難活動
	第1 目的 災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、適切に避難 <u>の指示等</u> を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 略	第1 目的 災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、町及び防災関係機関は、適切に避難 <u>情報の発令等</u> を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 略
1～2 略	1～2 略	1～2 略
170 第2 略	第2 略	第2 略
第3 高齢者等避難	第3 高齢者等避難	第3 高齢者等避難
1 略	1 略	1 略
171 2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、 <u>土砂災害警戒区域</u> の住民に推奨することが望ましい。	2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、 <u>土砂災害危険箇所及び</u> 土砂災害警戒区域等の住民に推奨することが望ましい。	2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、 <u>土砂災害危険箇所及び</u> 土砂災害警戒区域等の住民に推奨することが望ましい。
3～4 略	3～4 略	3～4 略
第4 避難の指示等	第4 避難の指示等	第4 避難の指示等
1 実施責任者	1 実施責任者	1 実施責任者
172 (1)～(2) 略	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
(3) <u>町長</u> の役割 略 前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。	(3) <u>本部長及び県知事</u> の役割 略 前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。 <u>また、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって避難の指示等に関する措置の全部</u>	(3) <u>本部長及び県知事</u> の役割 略 前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。 <u>また、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって避難の指示等に関する措置の全部</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)												
173	<p><u>(4) 県知事の役割</u> <u>災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。</u></p> <p><u>(5) 洪水等に係る指示</u> <u>知事又はその命じた職員は、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の町長に状況を伝え、本部長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。</u></p> <p><u>(6) 警察の役割</u> <u>町は、町長等が行う避難の指示等について、警察、関係機関に対し必要な助言と協力を要請する。</u></p> <p><u>(7) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の役割</u></p> <p><u>(8) 自衛隊の役割</u></p> <p>2 避難指示等の基準</p>	<p><u>又は一部を実施する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(4) 洪水等に係る指示</u> <u>知事_____は、洪水もしくは高潮のほん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の町長に状況を伝え、本部長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。</u></p> <p><u>(5) 警察の役割</u> <u>町は、町長_____が行う避難の指示等について、警察、関係機関に対し必要な助言と協力を要請する。</u></p> <p><u>(6) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の役割</u></p> <p><u>(7) 自衛隊の役割</u></p> <p>2 避難指示等の基準</p>												
	<p>(1) 町は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）等を参考に、避難指示等の基準について検討する。その際、避難に要する時間を見込んだ避難情報の発令、屋内退避等避難指示等が出された際の<u>居住者等がとるべき行動等</u>に留意する。</p> <p>(2) 高齢者等避難及び避難指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、当面の間は概ね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td><u>災害のおそれあり</u></td> <td> <u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等	高齢者等避難	<u>災害のおそれあり</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、</u>	<p>(1) 町は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）等を参考に、避難指示等の基準について検討する。その際、避難に要する時間を見込んだ避難情報の発令、屋内退避等避難指示等が出された際の<u>住民に求められる行動等</u>に留意する。</p> <p>(2) 高齢者等避難及び避難指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、当面の間は概ね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td></td> <td> <u>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦等）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</u> <u>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> <u>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> <u>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	住民に求められる行動	高齢者等避難		<u>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦等）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</u> <u>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> <u>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> <u>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>
区分	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等												
高齢者等避難	<u>災害のおそれあり</u>	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <u>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、</u>												
区分	発令時の状況	住民に求められる行動												
高齢者等避難		<u>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者（高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦等）が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</u> <u>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> <u>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> <u>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>												

頁	改 正 (新)			現 行 (旧)		
			<u>このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>			
	避難指示	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>	避難指示	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」^{※1}への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」^{※2}を行う。 <p><u>※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</u> <u>※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動</u></p>
174	(3) ~ (4)	略		(3) ~ (4)	略	
175	(5)	略	区分	区分	発令基準	発令基準

貢	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 (※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） <p><u>注1 上記以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</u></p> <p><u>注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討してもよい。</u></p>	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき ・「大雨特別警報」又は「大雨警報」が発表され、土砂災害の発生する可能性が高まったとき

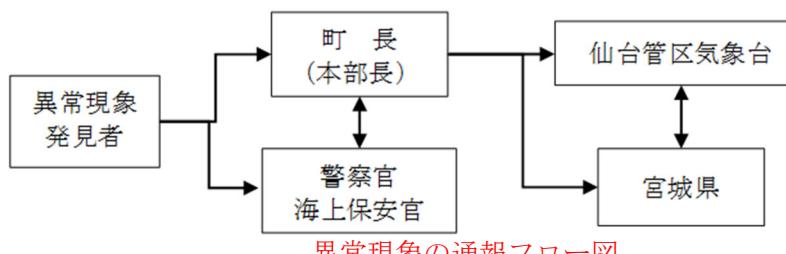
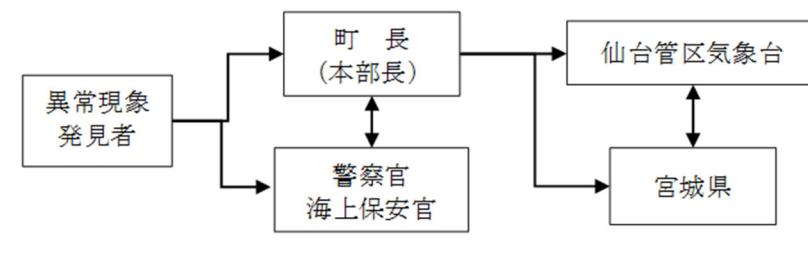
頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令） ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、発令基準例に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>注 上記以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超える場合、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p>	<p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害の前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害の発生する可能性が明らかに高まったとき
176	3 略	3 略
177	<p>4 関係機関相互の通報等</p> <pre> graph LR A["警察官 海上保安官 災害派遣時の 自衛官"] -- 通知 --> B["町長 (本部長)"] B -- 報告 --> C["県東部地方 振興事務所長"] C -- 報告 --> D["知事"] </pre> <p>避難の指示等の通知・報告体制</p>	<p>4 関係機関相互の通報等</p> <pre> graph LR A["警察官 海上保安官 災害派遣時の 自衛官"] -- 通知 --> B["町長 (本部長)"] B -- 報告 --> C["県東部地方 振興事務所長"] C -- 報告 --> D["知事"] </pre>
	5～7 略	3～6 略
179	第5 避難誘導	第5 避難誘導
180	1 避難誘導を行う者	1 避難誘導を行う者
	(1) 危険区域における誘導	(1) 危険区域における誘導
	イ～ハ 略	イ～ハ 略
	ニ 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危	ニ 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 略	険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 略
	ホ～ヘ 略	ホ～ヘ 略
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
	2 略	2 略
181	3 誘導の際の留意事項 (1)～(4) 略 (5) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、 <u>次のとおり</u> 、災対総務部長を経由し、災対建設部長に対して避難路の啓開（切り開き等）を要請する。	3 誘導の際の留意事項 (1)～(4) 略 (5) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、_____災対総務部長を経由し、災対建設部長に対して避難路の啓開（切り開き等）を要請する。
	4～7 略	4～7 略
183	8 その他施設等の集団避難 (1) 略 (2) 避難の完了報告	8 その他施設等の集団避難 (1) 略 (2) 避難の完了報告
184	イ 略  <p>避難完了報告のフロー図</p> <p>The flowchart illustrates the reporting process for evacuation completion. It shows the communication between three main entities:</p> <ul style="list-style-type: none">施設の管理者 (Facility Manager): Provides information about the completion of evacuation, damage status, and measures taken.出先機関 (又は警察署、消防署等) (Local Agency or Police/Fire Department): Provides evacuation instructions and confirmation of evacuation areas.災害本部 (Disaster Headquarters): Receives reports from local agencies and provides aggregated results and measures to the facility manager. <p>Information exchanged includes: From Facility Manager: 避難の完了 (Evacuation completed), 被害の状況 (Damage status), 措置の概要 (Measures taken). From Local Agency: 防災広報無線、電話等、伝令 (Emergency broadcast, telephone, etc.), 避難指示 (Evacuation instructions), 避難の確認 (Confirmation of evacuation). To Disaster Headquarters: (本部) 避難の状況 (Evacuation status), 個別被害状況の集約結果 (Aggregated individual damage results), 措置の概要 (Measures taken). From Disaster Headquarters: (本部) 避難の状況 (Evacuation status), 個別被害状況の集約結果 (Aggregated individual damage results), 措置の概要 (Measures taken). Feedback loop: Facility Manager receives information from Local Agency and Disaster Headquarters.</p>	イ 略  <p>避難完了報告のフロー図</p> <p>The flowchart illustrates the reporting process for evacuation completion. It shows the communication between three main entities:</p> <ul style="list-style-type: none">施設の管理者 (Facility Manager): Provides information about the completion of evacuation, damage status, and measures taken.出先機関 (又は警察署、消防署等) (Local Agency or Police/Fire Department): Provides evacuation instructions and confirmation of evacuation areas.災害本部 (Disaster Headquarters): Receives reports from local agencies and provides aggregated results and measures to the facility manager. <p>Information exchanged includes: From Facility Manager: 避難の完了 (Evacuation completed), 被害の状況 (Damage status), 措置の概要 (Measures taken). From Local Agency: 防災広報無線、電話等、伝令 (Emergency broadcast, telephone, etc.), 避難指示 (Evacuation instructions), 避難の確認 (Confirmation of evacuation). To Disaster Headquarters: (本部) 避難の状況 (Evacuation status), 個別被害状況の集約結果 (Aggregated individual damage results), 措置の概要 (Measures taken). From Disaster Headquarters: (本部) 避難の状況 (Evacuation status), 個別被害状況の集約結果 (Aggregated individual damage results), 措置の概要 (Measures taken). Feedback loop: Facility Manager receives information from Local Agency and Disaster Headquarters.</p>
	ロ 略	ロ 略
	第6 略	第6 略
	第7 避難所の開設及び運営	第7 避難所の開設及び運営
	1 設置	1 設置
	(1) 開設の方法	(1) 開設の方法
	イ～ホ 略	イ～ホ 略
185	～ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、 <u>指定避難所について</u> は当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。	～ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____
	(2)～(3) 略	(2)～(3) 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	2～3 略	2～3 略
187	4 避難所の運営 (1) 避難所の管理 イ～リ 略	4 避難所の運営 (1) 避難所の管理 イ～リ 略
189	<p>ヌ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 略</p> <p>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。<u>加えて、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p>	<p>ヌ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援 略</p> <p>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。</p> <p><u>加えて、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p>
	ル～ヲ 略	ル～ヲ 略
	(2) 避難所の環境維持	(2) 避難所の環境維持
	<p>イ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。</p> <p>そのため、<u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等を設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。</u></p> <p>また、町は、<u>避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずる</u>よう努めるものとする。</p>	<p>イ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。</p> <p>そのため、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。</u></p> <p>また、町は、<u>指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる</u>よう努めるものとする。</p>
	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や<u>多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確</u></p>	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や<u>避難所の衛生状態の把握に努め、</u></p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<u>保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</u>	<u>必要な措置を講るよう努める。</u>
190	<p>ハ 家庭動物への対応 町は、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>ニ 略</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性<u>や子育て家庭</u>の参画促進 町は、避難所の運営において、女性<u>や子育て家庭の参画を推進する</u> <u>。</u></p> <p>ロ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 町は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等への配慮<u>や子供・若者の居場所の確保に努める</u>。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女及び多目的別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保<u>、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努める</u>。</p>	<p>ハ 家庭動物への対応 町は、必要に応じ、<u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める</u>。</p> <p>ニ 略</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性<u>の参画促進</u> 町は、避難所の運営において、女性<u>が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する</u>。</p> <p>ロ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮 町は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に<u>配慮する</u>。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女及び多目的別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保<u>等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める</u>。</p>
	ハ～ニ 略	ハ～ニ 略
191	(4)～(7) 略	(4)～(7) 略
	(8) 避難長期化への対処	(8) 避難長期化への対処
	イ～ニ 略	イ～ニ 略
192	<p>ホ 町は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所</u>を指定する際に、<u>あわせて</u>広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>ヘ 略</p> <p>ト 町は、<u>被災した場合、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、町が広域一時滞在の受入先となつた場合は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p>	<p>ホ 町は、<u>避難所</u>を指定する際に、<u>併せて</u>広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>ヘ 略</p> <p>(新規)</p>
	(9) 家庭動物の受け入れ	(新規)

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u></p>	
	第8 帰宅困難者対策	第8 帰宅困難者対策
	1 一斉帰宅抑制に関する対応	1 一斉帰宅抑制に関する対応
	(1) 一斉帰宅抑制の広報 略 また、必要に応じ、 <u>ホームページ</u> 、緊急速報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。	(1) 一斉帰宅抑制の広報 略 また、必要に応じ、 <u>携帯電話</u> 、緊急速報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。
193	(2) ~ (3) 略	(2) ~ (3) 略
	2 帰宅困難者への情報提供 町は、災害に関する情報、交通機関の状況等について、テレビ・ラジオ放送や <u>ホームページ</u> 、 <u>SNS</u> 等を活用し、情報提供を行う。	2 帰宅困難者への情報提供 町は、災害に関する情報、交通機関の状況等について、テレビ・ラジオ放送や <u>携帯電話</u> 、 <u>ホームページ</u> 等を活用し、情報提供を行う。
	3 略	3 略
	第9～第10 略	第9～第10 略
194	第11 在宅避難者への支援	第11 在宅避難者への支援
	1 生活支援の実施 略 また、町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療 <u>福祉</u> サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。	1 生活支援の実施 略 また、町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療 <u> </u> サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
	2 略	2 略
	3 支援体制の整備 町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。 <u>また、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u>	3 支援体制の整備 町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。 <u> </u>
196	第5節 情報収集の伝達	第5節 情報収集の伝達
	第1 略	第1 略
	第2 <u>災害</u> 情報収集・伝達	第2 <u> </u> 情報収集・伝達
	1 略	1 略
	2 収集すべき災害情報等の内容	2 収集すべき災害情報等の内容

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(1) ~ (7) 略	(1) ~ (7) 略
196	(8) 町又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、 <u>防災I o Tシステム</u> 等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への <u>共有</u> を図る。	(8) 町又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網 <u>_____</u> 等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への <u>提供</u> を図る。
	(9) ~ (10) 略	(9) ~ (10) 略
	3 災害情報の収集活動	3 災害情報の収集活動
	(1) 収集(調査)活動の分担 町における被害状況等に関する情報の収集は、災害発生後直ちに、 <u>次のとおり</u> 各部の所管業務に基づき、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。	(1) 収集(調査)活動の分担 町における被害状況等に関する情報の収集は、災害発生後直ちに <u>_____</u> 各部の所管業務に基づき、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。
197	(2) 略	(2) 略
	4 情報の取りまとめ	4 情報の取りまとめ
	(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略
198	<u>(3) 新総合防災情報システムへの集約</u> 町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努める。 <u>また、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。</u>	<u>(新規)</u>
	5 ~ 7 略	5 ~ 7 略
202	第3 異常現象を発見した場合の通報	第3 略
203	1 略	1 略
	2 通報要領  <u>異常現象の通報フロー図</u> 異常現象発見者は、町長(本部長)、仙台管区気象台、宮城県を通じて報告する。町長(本部長)は、警察官海上保安官を通じて報告する。 異常現象発見者 → 町長(本部長) → 仙台管区気象台 異常現象発見者 → 町長(本部長) → 宮城県 町長(本部長) → 警察官海上保安官 町長(本部長) → 仙台管区気象台 町長(本部長) → 宫城県	2 通報要領  異常現象発見者は、町長(本部長)、仙台管区気象台、宮城県を通じて報告する。町長(本部長)は、警察官海上保安官を通じて報告する。 異常現象発見者 → 町長(本部長) → 仙台管区気象台 異常現象発見者 → 町長(本部長) → 宮城県 町長(本部長) → 警察官海上保安官 町長(本部長) → 仙台管区気象台 町長(本部長) → 宫城県
204	第6節 通信・放送施設の確保	第6節 通信・放送施設の確保
	第1 略	第1 略
	第2 防災広報無線施設等	第2 防災広報無線施設等

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	1 略	1 略
	2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行うとともに、代替通信経路を確保する。	2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う_____。
	(削除)	4 県防災行政無線は、県はじめ関係機関との重要な情報連絡手段であることから、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。
	第3～第4 略	第3～第4 略
207	(削除)	<p><u>第5 防災広報無線施設</u></p> <p>1 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災広報無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。</p> <p>2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>3 避難所等となった学校等と庁舎との通信手段の確保に努める。あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。</p>
208	第7節 略	第7節 略
217	第8節 災害救助法の適用	第8節 災害救助法の適用
	第1～第2 略	第1～第2 略
218	第3 救助の種類、実施の委任等	第3 救助の種類、実施の委任等
	1 救助の種類及び実施の委任	1 救助の種類及び実施の委任
	(1) 救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、知事は法第13条の規定により、救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定により 知事から委任の通知を受けた場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。 <u>従って</u> 、町が行う法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任執行となる。	(1) 救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、知事は法第13条の規定に基づき、救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき 知事から委任の通知を受けた場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。 <u>したがって</u> 、町が行う法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任執行となる。
	(2) 略	(2) 略
219	2 略	2 略
220	第9節 食料、飲料水及び生活必需品調達・供給活動	第9節 食料、飲料水及び生活必需品調達・供給活動
	第1 目的 大規模災害等発生時における住民の基本的な生活を確保するため、 <u>新物資システム (B-P L o)</u> を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給	第1 目的 大規模災害等発生時における住民の基本的な生活を確保するため、 <u>物資調達・輸送調整等支援</u> システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)												
	<p>活動を行うものとする。</p> <p>なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調等、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。</p>	<p>活動を行うものとする。</p> <p>なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調等、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。</p>												
	第2 食料	第2 食料												
	1～2 略	1～2 略												
221	3 食料の調達 (1)～(2) 略	3 食料の調達 (1)～(2) 略												
222	(3) 米穀の供給	(3) 米穀の供給												
	イ～ロ 略	イ～ロ 略												
223	<p>ハ 供給数量</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象</th> <th>供給数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	供給対象	供給数量	被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量	略	略	<p>ハ 供給数量</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ロ) 1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>供給対象</th> <th>供給数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合</td> <td>1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	供給対象	供給数量	罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量	略	略
供給対象	供給数量													
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量													
略	略													
供給対象	供給数量													
罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量													
略	略													
	二 略	二 略												
	(4)～(8) 略	(4)～(8) 略												
225	4 略	4 略												
226	<p>5 医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施</p> <p>医療機関及び福祉施設への食料の緊急供給は、必要な有無を確認の上、災対産業部長が各災対部長と連携しながら応急供給計画を策定し、町の車両及び県トラック協会等の協力により行う。特に<u>町の医療施設</u>については、災害発生後直ちに災対健康福祉部長を通じて、食料の確保状況を照会するとともに、関係市町に協力を要請し供給するなど食料の確保に万全を期すものとする。</p>	<p>5 医療機関・福祉施設等への食料の緊急供給の実施</p> <p>医療機関及び福祉施設への食料の緊急供給は、必要な有無を確認のうえ、災対産業部長が各災対部長と連携しながら応急供給計画を策定し、町の車両及び県トラック協会等の協力により行う。特に「中継拠点病院」となる施設については、災害発生後直ちに災対健康福祉部長を通じて、食料の確保状況を照会するとともに、関係市町に協力を要請し供給するなど食料の確保に万全を期すものとする。</p>												
	第3 飲料水	第3 飲料水												
	1 略	1 略												
227	2 災害時給水体制の確立 (1) 略	2 災害時給水体制の確立 (1) 略												
	(2) 各災対部・関係機関・団体等連携	(2) 各災対部・関係機関・団体等連携												

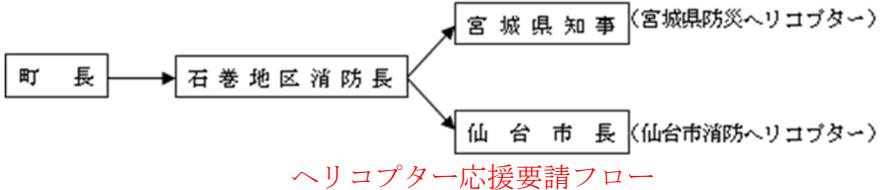
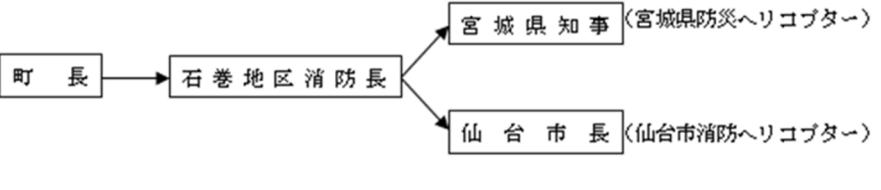
頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																																				
	<p>略</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>資機材の応援要請事項・連携先・要請先</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要請事項</th><th>連携先（府内）</th><th>要請先（関係機関・団体等）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	要請事項	連携先（府内）	要請先（関係機関・団体等）	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	<p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>要請事項</th><th>連携先（府内）</th><th>要請先（関係機関・団体等）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	要請事項	連携先（府内）	要請先（関係機関・団体等）	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
要請事項	連携先（府内）	要請先（関係機関・団体等）																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
要請事項	連携先（府内）	要請先（関係機関・団体等）																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
略	略	略																																				
228	(3) ~ (7) 略	(3) ~ (7) 略																																				
229	3 住民への応急給水の実施	3 住民への応急給水の実施																																				
	(1) ~ (5) 略	(1) ~ (5) 略																																				
230	<p>(6) 医療機関・福祉施設への緊急給水の実施</p> <p>医療機関及び福祉施設等への応急給水は、要請の有無のいかんにかかわらず災対建設部長が各災対部長と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他の車両の運用もしくは県トラック協会等の応援協力により最優先に行う。</p> <p>特に<u>町の医療施設</u>については、災害発生後直ちに災対健康福祉部長を通じて確保状況を照会するなど、水の確保に万全を期すものとする。</p>	<p>(6) 医療機関・福祉施設への緊急給水の実施</p> <p>医療機関及び福祉施設等への応急給水は、要請の有無のいかんにかかわらず災対建設部長が各災対部長と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他の車両の運用もしくは県トラック協会等の応援協力により最優先に行う。</p> <p>特に<u>「中継拠点病院」となる施設</u>については、災害発生後直ちに災対健康福祉部長を通じて確保状況を照会するなど、水の確保に万全を期すものとする。</p>																																				
231	4 略	4 略																																				
	第4～第6 略	第4～第6 略																																				
235	第10節 相談活動	第10節 相談活動																																				
	第1 略	第1 略																																				
	第2 町民相談所の設置	第2 町民相談所の設置																																				
	1～2 略	1～2 略																																				
236	<p>3 県の相談窓口</p> <p>県は、災害発生後、速やかに県庁（行政経営企画課）及び県合同庁舎（<u>宮城県</u>東部地方振興事務所）に総合相談窓口を設置し、必要に応じ各種相談窓口を設置する。</p>	<p>3 県の相談窓口</p> <p>県は、災害発生後、速やかに県庁（行政経営推進課）及び県合同庁舎（<u>東部地方振興事務所</u>）に総合相談窓口を設置し、必要に応じ各種相談窓口を設置する。</p>																																				
	4 略	4 略																																				
238	第11節 相互応援活動	第11節 相互応援活動																																				
	第1 略	第1 略																																				
	第2 相互応援活動の実施	第2 相互応援活動の実施																																				
	1～2 略	1～2 略																																				

頁	改 正(新)	現 行(旧)																				
	3 市町村間等の相互応援活動	3 市町村間等の相互応援活動																				
	(1) 略 イ 略 口 <u>県内</u> 全市町村相互応援協定 略	(1) 略 イ 略 口 <u>全</u> 市町村相互応援協定 略																				
239	(2)～(4) 略 第3～第6 略	(2)～(4) 略 第3～第6 略																				
242	第7 広域的な応援体制 <p style="color:red;">町は、<u>応急措置が的確かつ円滑に行われるよう</u>にするため必要があると認めるときは、<u>県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請を</u>するよう求める。</p> <p style="color:red;">市町村は、<u>上段の要求ができない</u>場合には、<u>その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p>	第7 広域的な応援体制 <p style="color:red;">町は、<u>必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。</u></p>																				
	第8 略	第8 略																				
	第9 他県等への応援体制 略 なお、町は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理 <u>等</u> を徹底するものとする。	第9 他県等への応援体制 略 なお、町は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理 <u>やマスク着用</u> を徹底するものとする。																				
244	第12節 自衛隊の災害派遣	第12節 自衛隊の災害派遣																				
	第1～第3 略	第1～第3 略																				
247	第4 派遣部隊の活動内容	第4 派遣部隊の活動内容																				
	1 略	1 略																				
	2 災害派遣時に実施する救援活動等 災害派遣時に実施する救援活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。	2 災害派遣時に実施する救援活動等 災害派遣時に実施する救援活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>遭難者</u>等の搜索救助活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) <u>救援</u>物資の無償貸付又は譲与</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	(1)～(2) 略	略	(3) <u>遭難者</u> 等の搜索救助活動		(4)～(9) 略	略	(10) <u>救援</u> 物資の無償貸付又は譲与		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>要救助者</u>等搜索救助活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)～(9) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(10) <u>援助</u>物資の無償貸付又は譲与</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	(1)～(2) 略	略	(3) <u>要救助者</u> 等搜索救助活動		(4)～(9) 略	略	(10) <u>援助</u> 物資の無償貸付又は譲与	
項目	活動内容																					
(1)～(2) 略	略																					
(3) <u>遭難者</u> 等の搜索救助活動																						
(4)～(9) 略	略																					
(10) <u>救援</u> 物資の無償貸付又は譲与																						
項目	活動内容																					
(1)～(2) 略	略																					
(3) <u>要救助者</u> 等搜索救助活動																						
(4)～(9) 略	略																					
(10) <u>援助</u> 物資の無償貸付又は譲与																						

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(11)～(12) 略	(11)～(12) 略
	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害時</u>において町長その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>略</p>	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において町長その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>略</p>
248	第5～第7 略	第5～第7 略
251	第13節 救急・救助活動	第13節 救急・救助活動
	第1～第3 略	第1～第3 略
253	第4 石巻海上保安署（宮城海上保安部）	第4 石巻海上保安署（宮城海上保安部）
	<p>1 略 (1)～(4) 略</p>	<p>1 略 (1)～(4) 略</p>
	<p>(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、<u>巡視船艇・航空機</u>等の集中運用を行う。 また、<u>関係機関</u>と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>	<p>(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、<u>ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇</u>等の集中運用を行う。 また、<u>捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力</u>と連携を図り、効率的な活動を行う。</p>
254	<p>第6 救急・救助活動への支援 東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社、県又は町は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p> <p><u>女川町災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用すること。</u></p>	<p>第6 救急・救助活動への支援 東北地方整備局、東日本高速道路（株）東北支社、県又は町は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用せるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。</p>
	第7 略	第7 略
255	<p>第8 感染症対策 捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理<u>等</u>を徹底<u>する</u>。</p>	<p>第8 感染症対策 捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底<u>するものとする</u>。</p>
	第9 救助・救急用資機材の整備 町及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握す	第9 救助・救急用資機材の整備 町及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握す

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	るとともに、 <u>平時</u> から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u>	るとともに、 <u>平常時</u> から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める <u>ものとする。</u>
256	第14節 医療救護活動	第14節 医療救護活動
	第1～第11 略	第1～第11 略
266	第12 医療品等の調達	第12 医療品等の調達
	1 医薬品・医療用資器材	1 医薬品・医療用資器材
	(1) 略	(1) 略
	(2) 不足のときの調達方法	(2) 不足のときの調達方法
	イ 略 なお、不足する場合は、地域保健医療 <u>福祉</u> 調整本部に対し、医薬品の供給要請を行い、宮城県医薬品卸組合から調達する。	イ 略 なお、不足する場合は、地域保健医療____調整本部に対し、医薬品の供給要請を行い、宮城県医薬品卸組合から調達する。
	ロ 略	ロ 略
	2 略	2 略
267	第13～第14 略	第13～第14 略
270	第15 在宅要医療患者の医療救護体制 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関もしくは県保健医療 <u>福祉</u> 調整本部へ調整を依頼する。	第15 在宅要医療患者の医療救護体制 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関もしくは県保健医療____調整本部へ調整を依頼する。
271	第15節 交通・輸送活動	第15節 交通・輸送活動
	第1～第4 略	第1～第4 略
274	第5 陸上交通の確保	第5 陸上交通の確保
	1～2 略	1～2 略
276	3 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認手続き <u>(標章及び証明書の交付を含む)</u> は、以下の要領で行う。	3 緊急通行車両____の確認 緊急通行車両____の確認手続き _____ は、以下の要領で行う。
277	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
278	4 障害物の除去等	4 障害物の除去等
279	(1) 県及び町は、緊急交通路の障害物の除去 <u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u> について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>緊急車両の通行</u> の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努	(1) 県及び町は、緊急交通路の障害物の除去 _____について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、 <u>道路機能</u> _____の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努

頁	改 正(新)	現 行(旧)								
	<p>める。</p> <p>なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</p>	<p>める。</p> <p>なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</p>								
	(3) 略	(3) 略								
	第6 海上交通の確保	第6 海上交通の確保								
	1~2 略	1~2 略								
280	<p>3 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、<u>被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。また、</u>障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p>	<p>3 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、<u>障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</u></p>								
	4 略	4 略								
281	第16節 ヘリコプターの活動	第16節 ヘリコプターの活動								
	第1 略	第1 略								
	第2 活動体制	第2 活動体制								
	1 略	1 略								
	2 県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整 <u>チーム</u> を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。	2 県は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整 <u>班</u> を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。								
	第3~第5 略	第3~第5 略								
282	第6 応援要請の手続き	第6 応援要請の手続き								
	1 略	1 略								
283	<p>2 略</p> <p><u>ヘリコプター応援要請先</u></p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県 防災ヘリコプター</td><td>宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>Tel</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872</td></tr> <tr> <td>仙台市 消防ヘリコプター</td><td>消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>Tel</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364</td></tr> </table>	宮城県 防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>Tel</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872	仙台市 消防ヘリコプター	消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>Tel</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364	<p>2 略</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県 防災ヘリコプター</td><td>宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>TEL</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872</td></tr> <tr> <td>仙台市 消防ヘリコプター</td><td>消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>TEL</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364</td></tr> </table>	宮城県 防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>TEL</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872	仙台市 消防ヘリコプター	消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>TEL</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364
宮城県 防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>Tel</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872									
仙台市 消防ヘリコプター	消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>Tel</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364									
宮城県 防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目15番地 <u>TEL</u> : 0223-24-0741 FAX : 0223-24-0872									
仙台市 消防ヘリコプター	消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 <u>TEL</u> : 022-234-1111 FAX : 022-234-2364									

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	 <p>ヘリコプター応援要請フロー</p>	 <p>ヘリコプター応援要請フロー</p>
	3 略	3 略
284	第17節 公共土木施設等の応急復旧 第1 略	第17節 公共土木施設等の応急復旧 第1 略
	<u>第2 交通対策</u> <u>1 道路</u> <p>町は、他の道路管理者と連携を図り、情報板等により、災害発生に関する情報や被害による通行規制情報の提供に努め、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講ずる。</p> <p><u>2 乗客等の避難誘導</u> <p>町は、道路管理者のほか、海上、鉄道施設の管理者と連携を図り、船舶、列車等の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。</p> <p>なお、避難誘導方法については、冬期は経路上の積雪や凍結等により避難に時間要するおそれがあることを考慮する。</p> </p>	(新規)
	<u>第3 道路施設</u>	<u>第2 道路施設</u>
285	<u>第4 海岸保全施設</u> 1 略	<u>第3 海岸保全施設</u> 1 略
	2 重要施設等の応急復旧 <p>漁港及び港湾管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講ずるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p>	2 重要施設等の応急復旧 <p>海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講じるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p>
	3 二次災害の防止対策 <p>漁港及び港湾管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被害状況を把握し、必要な場合には町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p>	3 二次災害の防止対策 <p>海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被害状況を把握し、必要な場合には町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p>
	<u>第5 河川管理施設</u>	<u>第4 河川管理施設</u>
286	<u>第6 砂防等 関係施設</u> <u>第7 林道、治山施設</u>	<u>第5 砂防・地すべり・治山関係施設</u> (新規)

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>町は、県とともに災害発生後に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検応急復旧を実施する。</p> <p><u>1 二次災害の防止対策</u> 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。</p> <p><u>2 応急復旧</u> 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p>	
	第8 港湾及び漁港施設	第6 港湾及び漁港施設
	第9 農地	第7 農地
287	第10 都市公園施設	第8 都市公園施設
	第11 廃棄物処理施設	第9 廃棄物処理施設
	<p>第12 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施 町は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を、必要に応じ、被災宅地危険度判定士、県、関係団体と連携の上実施する。 略</p>	<p>第10 被災宅地に関する応急危険度判定等の実施 町は、被災宅地の危険度判定を、必要に応じ、被災宅地危険度判定士、県、関係団体と連携のうえ実施する。 略</p>
288	第18節 応急仮設住宅等の確保	第18節 応急仮設住宅等の確保
	第1～第2 略	第1～第2 略
289	第3 応急仮設住宅の建設等	第3 応急仮設住宅の建設等
	1 略	1 略
291	2 応急仮設住宅の建設	2 応急仮設住宅の建設
	(1) 略	(1) 略
292	(2) 建設主体	(2) 建設主体
	イ 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は県が協定に基づき協定締結団等の協力を得ながら速やかに行い、町はこれに協力し応急仮設住宅の建設地を確保する。	イ 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合は県が協定に基づき(一社)プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得ながら速やかに行い、町はこれに協力し応急仮設住宅の建設地を確保する。
	ロ～ハ 略	ロ～ハ 略
	(3) 規模・費用・仕様	(3) 規模・費用・仕様
	イ 略	イ 略
	ロ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。ただし、被災者に係る世帯人数や要配慮者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。	ロ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障がい者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。
	(4) 略	(4) 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	3～5 略	3～5 略
293	6 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営	6 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営
	(1) 略	(1) 略
294	<p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPO法人やボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と行政区の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性<u>やこども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>	<p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p>町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPO法人やボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と行政区の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性_____を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p>
	(3) 略	(3) 略
295	<p>第4 公営住宅及び民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>略</p>	<p>第4 公営住宅及び民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>建設型応急住宅</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>略</p>
	第5 略	第5 略
	第6 住宅の応急修理・解体	第6 住宅の応急修理・解体
	1 略	1 略
297	2 被災住宅の補修	2 被災住宅の補修
	<p>(1) 被災住宅の応急修理</p> <p>町は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、<u>半焼</u>もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合</p>	<p>(1) 被災住宅の応急修理</p> <p>町は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、</p> <p>_____</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	に、その者に代わって必要最小限の補修に要する支援を行う。	その者に代って必要最小限の補修を行う。
	イ 対象 半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）。	イ 対象 半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者（具体的には、生活保護法の被保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）
	口～ニ 略	口～ニ 略
	(2) 略	(2) 略
298	3～5 略	3～5 略
299	第7 広域一時滞在 <p>町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</p>	第7 広域一時滞在 <p>町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p>
300	第19節 ボランティア活動	第19節 ボランティア活動
	第1 略	第1 略
	第2 略	第2 略
	1～2 略	1～2 略
301	3 町の支援 <p>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備 女川町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所（女川町地域福祉センター内に設置する。ただし、女川町地域福祉センターが被災し、使用できない場合は、体育館等の公共施設内に設置）を提供する。</p>	3 町の支援 <p>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備 女川町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所（_____町地域福祉センター内又は_____体育館等の公共施設内に設置）を提供する。</p>
	(2) 略	(2) 略
303	第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動
	第1～第2 略	第1～第2 略
305	第3 高齢者・障害者等への対策	第3 高齢者・障がい者等への対策
	1 略	1 略
	2 支援体制の確立と実施	2 支援体制の確立と実施

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	(1) 略	(1) 略
	(2) 緊急支援	(2) 緊急支援
	イ～ロ 略	イ～ロ 略
306	ハ 福祉避難所の開設 町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知 <u>を図る</u> 。	ハ 福祉避難所の開設 町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知 <u>するよう努める</u> 。
	二～へ 略	二～へ 略
307	第4 外国人への支援活動 略 1～2 略 3 広報車や防災広報無線等により、 <u>多言語</u> による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による <u>多言語</u> での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 <u>多言語</u> での情報提供等により、食料、飲料水、生活支援物資等の配給が円滑にできるよう配慮する。 また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、食料、飲料水、生活支援物資の備蓄を働きかける等、体制の整備を行う。 6～8 略	第4 外国人への支援活動 略 1～2 略 3 広報車や防災広報無線等により、 <u>外国语</u> による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による <u>外国语</u> での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 <u>外国语</u> での情報提供等により、食料、飲料水、生活支援物資等の配給が円滑にできるよう配慮する。 また、外国人を多く就業させている事業所等に対し、食料、飲料水、生活支援物資の備蓄を働きかける等、体制の整備を行う。 6～8 略
308	第5 略	第5 略
310	第21節 <u>家庭</u> 動物の収容対策	第21節 <u>愛玩</u> 動物の収容対策
	第1 略	第1 略
	第2 被災地域における動物の保護 略 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 <u>また、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、(公社)宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講ずる。</u> 略	第2 被災地域における動物の保護 略 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 <u>_____</u> 略
	第3～第4 略	第3～第4 略
312	第22節 防疫・保健衛生活動	第22節 防疫・保健衛生活動
	第1～第3 略	第1～第3 略
314	第4 保健対策	第4 保健対策

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	1～2 略	1～2 略
315	<p>3 栄養調査、栄養相談 町は、県の協力を得て定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>管理栄養士・栄養士による</u>栄養指導及び栄養相談を実施する。</p>	<p>3 栄養調査、栄養相談 町は、県の協力を得て定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ _____栄養指導及び栄養相談を実施する。</p>
	4 略	4 略
316	<p><u>5 支援要請</u> <u>町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p>	(新規)
	第5 略	第5 略
317	第23節 遺体等の搜索・処理・埋葬	第23節 遺体等の搜索・処理・埋葬
	第1～第3 略	第1～第3 略
319	第4 遺体の処理、収容	第4 遺体の処理、収容
	1 略	1 略
	2 被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物_____等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行う。	2 被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、 <u>公園</u> 等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行う。
	3～8 略	3～8 略
320	第5 遺体の火葬、埋葬	第5 遺体の火葬、埋葬
	1～4 略	1～4 略
	5 町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。	5 町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。
	(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
321	<p>(6) 一時的な埋葬について 町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。</p>	<p>(6) 一時的な埋葬について 町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。</p>
	6～7 略	6～7 略
	第6 略	第6 略
323	第24節 略	第24節 略
325	第25節 災害廃棄物処理活動	第25節 災害廃棄物処理活動
	第1 略	第1 略
	第2 処理体制	第2 処理体制

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																								
	1 対策実施上の基本指針 (1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、 <u>生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。</u>	1 対策実施上の基本指針 (1) 損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、町は、 <u>広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める</u> 。																								
	(2) 町は、ボランティア、NPO 法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に <u>被災住居等からの</u> 災害廃棄物等の搬出を行う。	(2) 町は、ボランティア、NPO 法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に_____災害廃棄物等の搬出を行う。																								
	(3) ~ (8) 略	(3) ~ (8) 略																								
	2~5 略	2~5 略																								
328	第3 処理方法 1 ごみ処理 (1) 略	第3 処理方法 1 ごみ処理 (1) 略																								
	(2) 対策実施上の時期区分 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>期間のめやす</th><th>措置の概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第一次処理対策 (避難所開設初期)</td><td>災害発生後 4日目以降 14日目まで</td><td>イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、<u>要配慮者</u>優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	期間のめやす	措置の概要	略	略	略	第一次処理対策 (避難所開設初期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、 <u>要配慮者</u> 優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略	略	略	略	(2) 対策実施上の時期区分 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>期間のめやす</th><th>措置の概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第一次処理対策 (避難所開設初期)</td><td>災害発生後 4日目以降 14日目まで</td><td>イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、<u>災害要援護者</u>優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	期間のめやす	措置の概要	略	略	略	第一次処理対策 (避難所開設初期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、 <u>災害要援護者</u> 優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略	略	略	略
区分	期間のめやす	措置の概要																								
略	略	略																								
第一次処理対策 (避難所開設初期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、 <u>要配慮者</u> 優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略																								
略	略	略																								
区分	期間のめやす	措置の概要																								
略	略	略																								
第一次処理対策 (避難所開設初期)	災害発生後 4日目以降 14日目まで	イ 第一次処理対策の実施 避難所、医療対策施設、 <u>災害要援護者</u> 優先施設、その他拠点施設及び被災地放置ごみの収集 ロ～ハ 略																								
略	略	略																								
329	2 災害廃棄物 (1) 対策実施上の基本方針 イ～ロ 略 ハ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、 <u>石綿</u> 等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。	2 災害廃棄物 (1) 対策実施上の基本方針 イ～ロ 略 ハ 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、 <u>アスベスト</u> 等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。																								
	二～へ 略	二～へ 略																								
330	(2) ~ (3) 略	(2) ~ (3) 略																								
332	(4) 水害時における粗大ごみ発生量の推計	(4) 水害時における粗大ごみ発生量の推計																								

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>水害時に浸水家屋等から排出される多量の粗大ごみ等の廃棄物の発生量は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省、令和5年4月）の片付けごみ発生量推計式を参考として</u>推計する。</p> <hr/> <hr/>	<p>水害時に浸水家屋等から排出される多量の粗大ごみ等の廃棄物の発生量は、<u>次により</u> <u>推計する。</u></p> <p><u>水害廃棄物の発生量(t) =被害家屋数×発生原単位(2t/家屋)</u> <u>(出典:「災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）」資料)</u></p>
	3 し尿処理	3 し尿処理
	(1) 対策実施上の基本指針	(1) 対策実施上の基本指針
	<p>イ 略</p> <p>なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や<u>こども</u>が安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p><u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>イ 略</p> <p>なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や<u>子ども</u>が安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <hr/> <hr/>
	ロ～ホ 略	ロ～ホ 略
	(2) 略	(2) 略
333	4 略	4 略
	第4～第5 略	第4～第5 略
334	第26節 教育活動	第26節 教育活動
	第1～第4 略	第1～第4 略
336	第5 学校施設等の応急措置	第5 学校施設等の応急措置
	1 略	1 略
	2 社会教育施設、社会体育施設	2 社会教育施設、社会体育施設
	(1) 略	(1) 略
	(2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u> 応急復旧を行う。	(2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>応急復旧を行う。</u>
	第6 教育の実施	第6 教育の実施
	1 略	1 略
	2 教職員の確保	2 教職員の確保
	校長及び教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。	校長及び教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。
	<u>また、町が被災していない場合は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)を活用し、町の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する。</u>	<u>_____</u> <u>_____</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
337	3 略 第7～第13 略	3 略 第7～第13 略
340	第27節 ライフライン施設等の応急復旧 第1 略 第2 水道施設 1 被害発生の把握及び緊急措置 (1)～(2) 略 <p>(3) 災対上下水道部は、<u>断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、</u>被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。</p>	第27節 ライフライン施設等の応急復旧 第1 略 第2 水道施設 1 被害発生の把握及び緊急措置 (1)～(2) 略 <p>(3) 災対上下水道部は、_____被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。</p>
341	(4) 略 2 応急復旧 (1) 略 <p>(2) 町は、水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。</p> <p>(3) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。</p> <p>(4) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期可能な方法を選定する。</p> <p>(5) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。</p> <p>(6) 復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。</p>	(4) 略 2 応急復旧 (1) 略 <p>(新規)</p> <p>(2) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は仮配管等による仮復旧とする。</p> <p>(3) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期可能な方法を選定する。</p> <p>(4) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。</p> <p>(5) 復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。</p>
	3 略 4 応急給水及び応急復旧 略 応急給水フローチャート	3 略 4 応急給水及び応急復旧 略 応急給水フローチャート

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
342	<p>第3 上下水道施設</p> <p>町は、上下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。</p> <p><u>また、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p>	<p>第3 下水道施設</p> <p>町は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。</p>
	1～5 略	1～5 略
343	第4～第7 略	第4～第7 略
346	第28節 略	第28節 略
350	第29節 農林水産業の応急対策	第29節 農林水産業の応急対策
	第1～第6 略	第1～第6 略
351	第7 林産物	第7 林産物
	1 略	1 略
	2 応急対策	2 応急対策
	(1) 略	(1) 略
	(2) 略	(2) 略
	<u>主な応急対策の実施内容</u>	
	風雪害	風雪害
	略	略

貢	改 正 (新)			現 行 (旧)		
	(森林)			(森林)		
	病害虫の防除	略		病害虫の防除	略	
	治山	略		治山	略	
352	第8 略			第8 略		
353	第30節 二次災害・複合災害防止対策			第30節 二次災害・複合災害防止対策		
	第1 略			第1 略		
	第2 二次災害の防止活動			第2 二次災害の防止活動		
	1 町又は事業者の対応			1 町又は事業者の対応		
	(1)～(4) 略			(1)～(4) 略		
	(5) 町は、下水道の漏水による汚水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。			(5) 町は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。		
	(6)～(8) 略			(6)～(8) 略		
354	2 水害・土砂災害			2 水害・土砂災害		
	(1) 略			(1) 略		
	(2) 点検の実施 略 <u>なお</u> 、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。			(2) 点検の実施 略 <u>また</u> 、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。		
	3 略			3 略		
	4 高潮・高浪・波浪 町は、県と連携して、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、堤防高の不足する箇所では浸水等に備え、必要に応じて <u>応急工事等</u> を実施する。			4 高潮・高浪・波浪 町は、県と連携して、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、堤防高の不足する箇所では浸水等に備え、必要に応じ <u>応急工事</u> を実施する。		
	5～7 略			5～7 略		
355	第3 略			第3 略		
356	第31節 応急公用費負担等の実施			第31節 応急公用費負担等の実施		
	第1～第3 略			第1～第3 略		
357	第4 公用令書の交付			第4 公用令書の交付		
	1 略			1 略		

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない	2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない
	(1) 略	(1) 略
	(2) 当該処分の根拠となった法律の規程 <u>(削除)</u>	(2) 当該処分の根拠となった法律の規定 イ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間 ロ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間 ハ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
	<u>(3) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令によっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日</u>	<u>(新規)</u>
	3～4 略	3～4 略
358	第5 略	第5 略
359	第32節 災害種別毎応援対策 第1 火災応急対策	第32節 災害種別毎応援対策 第1 火災応急対策
	1 略	1 略
	2 消火活動の基本	2 消火活動の基本
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	(5) 火災現場活動の原則	(5) 火災現場活動の原則
	イ <u>出動隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。	イ <u>出場隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
	ロ～ハ 略	ロ～ハ 略
360	3～8 略	3～8 略
361	第2 林野火災応急対策	第2 林野火災応急対策
	1 目的 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施の</u>	1 目的 <u>(新規)</u> 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<u>ための備えを行う。</u> 略	
362	2 略 3 林野火災の防 <u>御</u> 火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。 <u>町は、被災した場合、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u>	2 略 3 林野火災の防 <u>ぎよ</u> 火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。
	(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3) 略
364	(4) 相互応援協定による 応援要請 略 <u>消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。</u> <u>県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行う。</u> <u>町は、被災した場合、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。</u> <u>応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・険路でも走行可能な車両を適切に活用する。</u>	(4) 相互応援協定による 応援要請 略 <u>(新規)</u>
	(5) ~ (6) 略	(5) ~ (6) 略
	(7) 消火方法 <u>消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u> 略	(7) 消火方法 <u>(新規)</u> 略
365	(8) 消防活動の実施 <u>消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底</u>	<u>(新規)</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>し、確実な鎮火を行うものとする。</u> <u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</u></p>	
	<p><u>(9) 消防活動の実施</u> <u>消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。</u></p>	<u>(新規)</u>
	(10) 空中消火の要請	(8) 空中消火の要請
	(11) 町の措置	(9) 町の措置
	(12) 二次災害の防災活動	(10) 二次災害の防災活動
366	第3 略	第3 略
372	第4 海上災害応急対策	第4 海上災害応急対策
	1 略	1 略
	2 事故発生時における応急対策	2 事故発生時における応急対策
	(1) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の措置	(1) 石巻海上保安署（宮城海上保安部）の措置
	<p>イ 略</p> <p style="text-align: center;">情報の収集・連絡体制</p> <pre> graph LR A[船舶等] --> B[海上保安庁] C[発見者] --> B B --> D[宮城県防災推進課・消防課] B --> E[警察本部] B --> F[女川町・消防機関] B --> G[港湾災害対策協議会等] </pre>	<p>イ 略</p> <p style="text-align: center;">情報の収集・連絡体制</p> <pre> graph LR A[船舶等] --> B[海上保安庁] C[発見者] --> B B --> D[県防災推進課・消防課] B --> E[警察本部] B --> F[女川町・消防機関] B --> G[港湾災害対策協議会等] </pre>
	<p>ロ 海難救助等</p> <p><u>海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。</u></p> <p>略</p>	<p>ロ 海難救助等</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>略</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
373	ハ～チ 略	ハ～チ 略
374	(2) ~ (6) 略	(2) ~ (6) 略
376	第5～第6 略	第5～第6 略
377	第7 道路災害応急対策 1～2 略	第7 道路災害応急対策 1～2 略
	3 情報の収集、連絡体制の整備	3 情報の収集、連絡体制の整備
378	<p>道路関係における災害発生時の情報と連絡系統</p> <pre> graph TD subgraph Current [] direction TB HCH[災害対策本部] --> MPE[宮城県土木部 防災砂防課、道路課、港湾課] MPE --> TE[東部土木事務所・石巻港湾事務所] TE --> N[女川町] N --> DCH[災害対策本部地方支部] MPE <--> NPAC[指定地方行政期間等 宮城県警察本部交通規制課 国土交通省仙台河川国道事務所 仙台市道路維持課 東日本高速道路（株）東北支社 宮城県道路公社 日本道路交通情報センター 道路占用者 国土交通省東北地方整備局] end subgraph Previous [] direction TB HCH[災害対策本部] --> PPE[県土木部 防災砂防課、道路課、港湾課] PPE --> TES[土木事務所・港湾事務所] TES --> N N --> DCH[災害対策本部地方支部] PPE <--> NPAC end </pre>	<p>道路関係における災害発生時の情報と連絡系統</p> <pre> graph TD subgraph Current [] direction TB HCH[災害対策本部] --> MPE[宮城県土木部 防災砂防課、道路課、港湾課] MPE --> TE[東部土木事務所・石巻港湾事務所] TE --> N[女川町] N --> DCH[災害対策本部地方支部] MPE <--> NPAC[指定地方行政期間等 宮城県警察本部交通規制課 国土交通省仙台河川国道事務所 仙台市道路維持課 東日本高速道路（株）東北支社 宮城県道路公社 日本道路交通情報センター 道路占用者 国土交通省東北地方整備局] end subgraph Previous [] direction TB HCH[災害対策本部] --> PPE[県土木部 防災砂防課、道路課、港湾課] PPE --> TES[土木事務所・港湾事務所] TES --> N N --> DCH[災害対策本部地方支部] PPE <--> NPAC end </pre>
	第3章 災害復旧・復興対策	第3章 災害復旧・復興対策
381	第1節 災害復旧・復興計画 第1 略 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定 1～3 略	第1節 灾害復旧・復興計画 第1 略 第2 灾害復旧・復興の基本方向の決定 1～3 略
	4 職員派遣等の要請 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。	4 職員派遣等の要請 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。
	第3 災害復旧計画	第3 灾害復旧計画

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																				
	1 略	1 略																				
382	2 事業計画の策定 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) イ 河川 ト 道路 ロ 海岸 チ 港湾 ハ 砂防設備 リ 漁港 ニ 林地荒廃防止施設 ヌ <u>水道</u> 下水道 ホ 地すべり防止施設 ル <u>下水道</u> 公園 ヘ 急傾斜地崩壊防止施設 ヲ <u>公園</u>	(1) 公共土木施設災害復旧事業計画 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) イ 河川 ト 道路 ロ 海岸 チ 港湾 ハ 砂防設備 リ 漁港 ニ 林地荒廃防止施設 ヌ <u>下水道</u> ホ 地すべり防止施設 ル <u>公園</u> ヘ 急傾斜地崩壊防止施設 _____																				
	(2) ~ (9) 略	(2) ~ (9) 略																				
	3 事業の実施	3 事業の実施																				
	(1) ~ (5) 略	(1) ~ (5) 略																				
383	<u>(6) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u>	<u>(新規)</u>																				
	4 ~ 5 略	4 ~ 5 略																				
384	第4 略	第4 略																				
387	第5 災害復興基金の設立等	第5 災害復興基金の設立等																				
388	第2節 生活再建支援	第2節 生活再建支援																				
	第1 略	第1 略																				
	第2 被災者台帳 略 _____	第2 被災者台帳 略 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>																				
	第3 被災者生活再建支援制度	第3 被災者生活再建支援制度																				
	1 ~ 2 略	1 ~ 2 略																				
389	3 支給額 略 <u>住宅の被害程度・再建方法に応じた支援金の支給額</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th><th colspan="2">支給額</th><th rowspan="2">計</th></tr> <tr> <th>住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)</th><th>住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額		計	住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)					3 支給額 略 <u>住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)</u> <u>住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th><th colspan="2">支給額</th><th rowspan="2">計</th></tr> <tr> <th>住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)</th><th>住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額		計	住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)				
被害程度	支給額		計																			
	住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)																				
被害程度	支給額		計																			
	住宅の被害程度に応じて 支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて 支給する支援金(加算支援金)																				

頁	改 正 (新)						現 行 (旧)						
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略		
	4～8 略						4～8 略						
390	第4 資金の貸付						第4 資金の貸付						
	1～4 略						1～4 略						
391	第5～第6 略						第5～第6 略						
	第7 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書の交付体制を確立し、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体</u> との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに罹災証明書を交付する。						第7 罹災証明書の交付 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書の交付体制を確立し、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体</u> との応援協定の締結や応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに罹災証明書を交付する。 <u>また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行いうため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u>						
392	1～2 略						1～2 略						
	第8～第11 略						第8～第11 略						
395	第3節 住宅復旧支援						第3節 住宅復旧支援						
	第1～第3 略						第1～第3 略						
396	第4 防災集団移転促進事業の活用						第4 防災集団移転促進事業の活用						
	1 略						1 略						
	2 移転促進区域						2 移転促進区域						
	(1) 略						(1) 略						
	(2) 災害危険区域 建築基準法第39条第1項の規定により条例で指定された区域						(2) 災害危険区域 建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域						
	3 略						3 略						
397	第4節 略						第4節 略						
398	第5節 都市基盤の復興対策						第5節 都市基盤の復興対策						
	第1 略						第1 略						
	第2 防災まちづくり						第2 防災まちづくり						
	1 略						1 略						
	2 略 <u>また、町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興体制・復興手順の整備、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u>						2 略 <u>(新規)</u>						

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	3～7 略	3～7 略
399	第3 略	第3 略
400	第6節 略	第6節 略
401	第7節 激甚災害の指定	第7節 激甚災害の指定
	第1～第4 略	第1～第4 略
404	第5 激甚災害指定基準 <u>激甚災害によって生じた災害の種類により次の措置を適用する。</u>	第5 激甚災害指定基準
	1 <u>本激甚災害</u>	1 <u>激甚災害指定基準（本激甚災害）激甚災害によって生じた災害の種類により次の措置を適用する。</u>
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
	(3) <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</u>	(3) <u>中小企業に関する特別の助成</u> イ <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</u> ロ <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）</u>
	(4) 略	(4) 略
	2 <u>局地激甚災害</u>	2 <u>激甚災害指定基準（局地激甚災害）</u> <u>激甚災害によって生じた災害の種類により、次の措置を適用する。</u>
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	(5) 中小企業 <u>信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</u>	(5) 中小企業 <u>に関する特別の助成</u> (法第12条、 <u>第13条</u>)
	(6) 略	(6) 略
405	第8節 略	第8節 略